

栃木県文化財保存活用大綱

令和3（2021）年2月

栃木県教育委員会

表紙写真(上から)

- ・東照宮陽明門 [有形文化財/国宝/世界遺産/日光市]
- ・三輪仲町遺跡出土縄文土器 [埋蔵文化財/那珂川町]
- ・輪王寺本堂(三仏堂) [有形文化財/国指定重要文化財/世界遺産/日光市]
- ・侍塚古墳 [記念物/国指定史跡/大田原市]
- ・二荒山神社神橋 [有形文化財/国指定重要文化財/世界遺産/日光市]
- ・建造物彩色 [文化財の保存技術/国選定保存技術/ユネスコ無形文化遺産/日光市]
- ・日光杉並木街道 [記念物/国指定特別史跡・国指定特別天然記念物/日光市]

裏表紙写真(上から)

- ・旧足利銀行栃木支店 [有形文化財/国登録有形文化財/栃木市]
- ・庚申塔 [有形文化財/日光市]
- ・烏山の山あげ行事 [民俗文化財/国指定重要無形民俗文化財/ユネスコ無形文化遺産/那須烏山市]
- ・結城紬 [無形文化財/国指定重要無形文化財/ユネスコ無形文化遺産/小山市・下野市等]
- ・鹿沼今宮神社祭の屋台行事 [民俗文化財/国指定重要無形民俗文化財/ユネスコ無形文化遺産/鹿沼市]
- ・「史跡足利学校」所蔵の書跡・典籍(曝書の様子) [有形文化財/国宝・国指定重要文化財/日本遺産/足利市]
- ・栃木市嘉右衛門町地区 [伝統的建造物群/国選定重要伝統的建造物群保存地区/栃木市]

[] 内には、文化財等の類型/指定等の別/ユネスコ登録・日本遺産等の別/文化財所在地・埋蔵文化財出土地・保存団体所在地等を記載。(該当がない場合は記載なし)

目次

はじめに	1
序章	
1 大綱策定の背景と目的	2
2 大綱の位置付け	2
(1) 県政の基本指針 (2) 教育に関する計画等 (3) その他の関連計画等	
第1章 栃木県の概要	
1 地形・地質	4
2 気象	4
3 歴史	5
(1) 先史時代 (2) 古代 (3) 中世 (4) 近世 (5) 近現代	
4 人口・面積	8
5 景観	9
6 産業・観光	9
(1) 農業 (2) 林業 (3) 商工業 (4) 観光	
第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	
1 栃木県の文化財の概要	11
(1) 文化財の定義 (2) 文化財の保護制度 (3) 栃木県の文化財の概要	
2 文化財の保存・活用に係る課題	17
(1) 文化財所有者等の課題 (2) 文化財保存に関わる技術者等の課題 (3) 行政の課題 (4) 未指定文化財の保存・活用に関する課題	
3 今後目指すべき方向性・将来像	18
(1) 文化財への理解と地域の歴史・文化への愛着と誇りの醸成 (2) 「わたしたちの宝」としての認識 (3) 文化財を受け継いでいく子どもたちの育成 (4) 分野を越えた横断的な連携と、地域づくりと一体となった保護活動 (5) ハードとソフト両面からのアプローチ	
4 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	19
(1) 文化財の保存と活用の基本的な考え方 (2) 文化財の種類ごとの保存・活用の方針 (3) 総合的な文化財の保存・活用 (4) 未指定文化財の把握と保護 (5) 広域的な取組と県・市町の連携	
第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	
1 県の役割	23
2 県が行う文化財の保存・活用	23
(1) 文化財の調査・研究 (2) 文化財の指定 (3) 文化財の修理・整備・活用に対する支援 (4) 世界遺産の保存と管理 (5) 指定文化財の所有者等に対するその他の支援 (6) 県が所有・管理する文化財の修理・整備等 (7) 文化財の活用の推進 (8) 文化財の情報発信	
3 県が重点的に取り組むテーマ	26
(1) 日光杉並木街道 附 並木寄進碑の保存・活用 (2) 重要な遺跡の調査研究と発掘調査成果の活用 (3) 「とちぎいにしえの回廊づくり事業」による広域的な文化財の活用	

第4章 市町への支援方針	
1 市町が行う保存・活用に関する取組への支援方針	28
(1) 市町への指導・助言等 (2) 人材育成等	
2 市町が地域計画を作成する際の支援方針	29
3 市町における文化財保護条例等の改正等に対する助言	29
4 建築基準法の適用除外を検討する市町に対する助言	29
第5章 防災・災害発生時の対応	
1 文化財防災計画の整備	30
2 文化財の防災対策への支援・助言等	30
3 市町との連携	30
4 関係機関との連携	31
5 文化財所有者への周知	31
第6章 文化財の保存・活用のための人材育成と資源の確保	
1 文化財を支える人材の育成	32
(1) 文化財に関わる後継者の確保 (2) ヘリテージマネージャー育成の支援	
(3) 文化財ボランティアの育成と支援	
2 文化財保存を支える人材の確保と育成	32
(1) 保存技術後継者の確保と育成 (2) 後継者育成の支援 (3) 保存会・支援団体の整備	
3 文化財保存のための資源の確保	33
(1) 文化財保存のための資源の創出 (2) 栃木県特有の資源の把握	
(3) 地産地消が可能な資源の育成	
第7章 文化財の保存・活用の推進体制	
1 県の文化財保護主管課	34
(1) 職員配置状況 (2) 人材育成・配置等	
2 関係部局	34
3 栃木県文化財保護審議会	34
4 栃木県文化財保護指導委員	34
5 関係団体	35
(1) 関係法人 (2) 関係大学等 (3) 関係任意団体	
6 国・他の都道府県との連携	35
《附属資料》	
1 国・県指定等文化財件数	36
2 本県の文化財保護行政のあゆみ	37
3 本県所在の世界遺産・無形文化遺産・日本遺産	38
4 本県所在の国宝・特別史跡・特別天然記念物	40
5 本県が実施した主な文化財調査	41
6 本県の文化財保護主管課及び関係部局・関係団体	42

凡 例

・本書記載の内容は、特にことわりがない限り令和3（2021）年1月31日現在のものである。

はじめに

栃木県には、我が国を代表する日光国立公園に加え、豊かな地域特性を持つ8つの県立自然公園などがあり、貴重で美しい自然が残されています。

雄大な山々から清らかに流れる河川や緑豊かな里山、田園などが織りなす四季折々の風景を県内随所に見ることができるなど、自然とふれあえる環境が身近にあり、さらに、2つのラムサール条約湿地を有するなど、希少で多種多様な動植物が生息・育成しています。

こうした自然は、鬼怒川、那須、塩原など恵まれた温泉などの観光資源とともに、やすらぎや憩い、癒しのひとときを過ごせる観光地としても親しまれています。

また、栃木県は、古くは東山道が、江戸時代には奥州道中、日光道中などの主要街道が南北に通るなど、人や物が盛んに行き交う地域であり、その長い歴史の中で形づくられ、現代に守り伝えられてきた、歴史的価値の高い世界遺産など、貴重な文化財が数多く存在しています。

さらに、織物や陶器などの伝統工芸品や伝統行事、伝統芸能など、本県の風土と生活の中で生まれ、受け継がれてきた文化や技術は、大変優れたものです。

このように、長い歴史の中で生まれ、形づくられ、今日まで守り伝えられてきた文化財は、本県の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできない県民共有の貴重な財産であり、また、本県における将来の文化の発展の基礎をなすものです。

本県の文化財保護行政においては、県、市町、文化財所有者、県民が一体となって、このような貴重な文化財を保存し、次世代に確実に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行うよう努めているところです。

こうした中、改正された文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）が平成31(2019)年4月に施行され、都道府県はその域内における指定・未指定の文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進の強化を図るために、総合的な施策の大綱を策定することができることとなりました。

そこで、本県では、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組んでいけるよう、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県及び市町、文化財の所有者など、文化財に関わる方々が今後行うこととなる取組の共通の基盤とするため、「栃木県文化財保存活用大綱」（以下「本大綱」という。）を策定しました。

本大綱のもと、市町、文化財所有者、県民と理念や目的を共有しながら適切な文化財の保存と活用を進め、本県が誇る文化財を確実に継承していくことにより、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、魅力あふれる“とちぎ”の実現を目指します。

1 大綱策定の背景と目的

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制を整備することが必要となっている。

こうした中、国においては、平成 29(2017)年 5 月に文部科学大臣から文化審議会に対し「これからの文化財の保存と活用の在り方」について諮問がなされ、文化審議会文化財分科会に設置された企画調査会において検討が行われ、同年 12 月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について（第一次答申）」が取りまとめられた。

これを踏まえ、平成 30(2018)年 6 月の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化された。

本県においては、法、文化財保護条例（昭和 38 年栃木県条例第 20 号）に基づき文化財を指定し、国・県指定文化財の保存修理や整備等への補助をはじめ、文化財の適切な保存と活用を推進してきた。また、平成 28(2016)年度からの 5 年間の県政の基本指針である栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」により、本県の誇れる地域の伝統文化や文化活動を保存・継承・活用することによる、本県の文化の創造と地域の活性化に取り組んできたところである。

この度の法改正による文化財保存活用大綱の制度化は、文化財が置かれた危機的な状況に対処するものであり、これまでの本県の取組と方向性を一にするものである。本大綱は、県や市町、県民など地域全体で連携・協力しながら相互に矛盾なく同じ方針のもとで文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤とするため、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組に対する基本的な方針として策定するものである。

なお、本大綱は特定の期間を設定しないが、社会状況の変化や本県の重点戦略等の策定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 大綱の位置付け

本大綱は、法第 183 条の 2 第 1 項に定める「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、文化財保護分野における指針である。

なお、法に基づき市町は本大綱を勘案して地域計画を作成し、国の認定を申請することができる。地域計画は、各市町が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載する文化財保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランであり、本大綱は、基本方針を示すことにより県内の市町の取組を推進する役割を持つものである。本大綱、地域計画及び個別の文化財保存活用計画は、相互に整合性がとれたものとする。

また、文化財の保存・活用は、本県における人口、教育、文化芸術、観光、景観及び防災等とも関連が深いことから、本大綱の策定に当たっては、これらに関する本県の各種計画とも整合を図った。

(1) 県政の基本指針

「とちぎ未来創造プラン」は、中長期的な展望の下、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、県民と共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、5年間の県の取組等を示した県政の基本指針である。

(2) 教育に関する計画等

ア 栃木県教育大綱

「栃木県教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、本県の教育、文化等の振興に関する総合的な施策の目標や根本的な方針を定めたものである。

イ 栃木県教育振興基本計画

「栃木県教育振興基本計画」は、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき策定した、本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画である。

(3) その他の関連計画等

ア 栃木県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とちぎ創生15戦略

「とちぎ創生15戦略」は、人口の現状分析や各種県民意向調査等を基礎に、本県人口の将来展望を示すとともに、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、人口問題を克服し、将来にわたって本県の活力を維持していくための基本目標や目指す方向、講ずべき対策等を取りまとめたものである。

イ 栃木県文化振興基本計画

「栃木県文化振興基本計画」は、栃木県文化振興条例（平成20年栃木県条例第3号）に基づき、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため知事が策定する計画であり、文化の振興に関する基本的な方向及び施策に関する事項について定めたものである。

ウ 新とちぎ観光立県戦略

観光振興に関する基本的な指針となる計画であり、本県が5年間に取り組むべき方向性を明らかにするとともに、県、市町、観光事業者、観光関連団体、県民等が互いに協働して取り組むための指針として策定したものである。

エ 県土づくりプラン

県政の基本指針となる「とちぎ未来創造プラン」に掲げるとちぎの目指すべき将来像の実現に向けて、道路、河川・砂防、都市計画、下水道、公園、住宅や建築物、公共交通など、県土づくりの各分野において、重点的に進めていく施策や目標を取りまとめたものである。

オ 地域防災計画

栃木県における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、県、市町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県土、県民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とし、県、市町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めたものである。

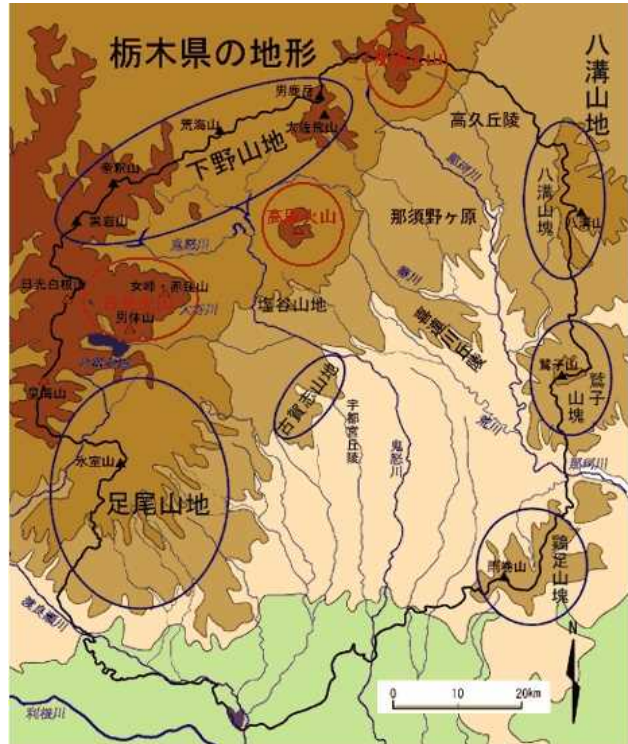
第1章 栃木県の概要

1 地形・地質

栃木県は、関東地方北部に位置し、東は茨城県、西は群馬県、南は茨城、埼玉、群馬の三県、北は福島県に接する内陸県で、首都東京の北方 60 キロメートルから 160 キロメートルの位置にある。

栃木県は、東部に八溝山地、南西部に足尾山地があり、いずれも中生代末からなる。足尾山地北部から県北西部には中生代末期の酸性火成岩類が下野山地を形成し、さらに北部から西部にかけて那須・高原・日光の第四紀火山が並ぶ。中央部には南北方向に平地部が分布し、その南部は関東平野の北縁をなしている。この地域は、新第三紀の火砕岩、堆積岩類が分布し、その上位に第四紀の火砕流堆積物、礫層、火山灰層が段丘や低地を形成している。

水系は、県北部から東部にかけて八溝山西縁を流れる那珂川水系、県北西部から中央部を流れる鬼怒川水系、県西部の足尾山地一帯を流域とする渡良瀬川水系に分けられ、県東部の押川流域のみ久慈川水系に属する。



【栃木県の地形（「レッドデータとちぎ」から転載）】

最東端	那珂川町大那地東方	東経 140 度 18 分
最西端	日光市足尾町袈裟丸山北方	東経 139 度 20 分
最南端	栃木市藤岡町下宮南方	北緯 36 度 12 分
最北端	那須塩原市三本槍岳西方	北緯 37 度 09 分

2 気象

栃木県の気候は、太平洋岸気候区だが、北部から西部の山地は、日本海岸気候区の特徴も有している。

年間の平均気温は、平地で 12℃～14℃と温暖だが、標高の高い北部山地では 7℃～9℃と低くなる。また、冬は放射冷却により朝の最低気温が下がり、12月、1月の平地での最高気温と最低気温の差は 10℃～14℃と大きくなる。

降水量は、北部山地で多くなる。また、6月から7月の梅雨期より、台風や雷雨の影響を受ける8月から9月の方が多くなる。

夏は激しい雷雨が多いことが特徴である。冬は男体おろし、那須おろし、赤城おろしなどと呼ばれる北西からの強い季節風が吹き、平地では乾燥した冬晴れの日が多くなる。

3 歴史

(1) 先史時代

栃木県で人類の活動痕跡を確認できるのは旧石器時代にさかのぼる。後期旧石器時代になると佐野市上林遺跡などで大きな遺跡が確認されるとともに、県北部に所在する高原山の黒曜石は石器石材として関東一円で流通しており、人々が交流していたことが分かる。

縄文時代になると各地で集落が形成され、定住生活が始まる。最初期は岩陰や洞窟で生活しており、宇都宮市大谷寺洞穴遺跡では縄文時代草創期の土器が出土した。縄文時代前期には東京湾が内陸まで大きく入り込み、栃木市篠山貝塚などで小規模な貝づかが確認されている。宇都宮市根古谷台遺跡では大型の建物が建ち並ぶ大規模な集落が発掘調査され、耳飾りや首飾りが副葬された墓も見つかっている。

縄文時代中期には各地で大きな集落が形成される。那須塩原市槻沢遺跡など、県北に点在する遺跡では東北地方の影響を受けた複式炉が作られていることなどから、会津地方など東北地方との強い結びつきがあったことが分かる。

縄文時代後期以降は遺跡が減少するものの、小山市の寺野東遺跡では環状盛土遺構が形成され、谷を利用した生活の痕跡が確認されるなど、当時の生活を復元する貴重な手掛かりが得られている。

弥生時代は県内では確認された遺跡が少ないが、宇都宮市など県央部で小さな集落遺跡が確認されるほか、佐野市出流原遺跡などで特殊な壺を利用した再葬墓が発見されている。

(2) 古代

弥生時代末期から古墳時代初頭になると、東海地方の影響を受けた土器が出土するなど西からの影響が色濃く見られ、遺跡数も増加する。畿内での大和政権成立後、出現期の古墳として県内のいくつかの地域で前方後方墳が築造された。

那須地方では、3世紀後半に那珂川町駒形大塚古墳など中国鏡が副葬されるような前方後方墳が造られ、中央の影響が古墳時代でも早い段階で見られることが分かる。その後も4世紀にかけて大田原市上侍塚古墳、下侍塚古墳など、100m級の前方後方墳が築かれた。

県央から県南部では3世紀から4世紀にかけて下野市三王山南塚古墳や宇都宮市茂原古墳群などで前方後方墳が確認でき、首長墓とみられる大型の古墳が築かれるようになった。

なお、栃木県域では当時下毛野国と那須国の2つの国が成立したことが、『先代旧事本紀』の『国造本紀』に記載されており、この遺跡の状況からも追認できる。

5世紀以降には、宇都宮市笹塚古墳や塚山古墳、小山市の琵琶塚古墳や摩利支天塚古墳など、栃木県中央部から南部にかけて大型の前方後円墳が築かれた。これらは下毛野国を治めた首長墓と考えられ、その築造は7世紀頃まで続く。石室石材として、加工が容易な県内産凝灰岩の切石が多く利用されることが特徴である。終末期になると前方後円墳は造られなくなり、円墳や方墳に切り替わる。その中でも壬生町車塚古墳は7世紀の古墳としては全国最大級の円墳である。

日本三古碑の一つである大田原市那須国造碑は、刻まれた年号から新羅系の渡来人の関与が想定される。さらに栃木県内各地で新羅系土器が出土しており、『日本書紀』に見られる下野国に渡来人を配置したとする記事を裏付けるような資料が得られている。

7世紀後半には戸籍制度の整備などによる中央集権化が進み、奈良時代には律令制が確立

した。その動きの中で那須国は下毛野国に編入され、栃木県の前形が作られ、国名も下野国となった。下野国は9郡に分割され、政治の中心として都賀郡に国府が置かれ、その近辺に国分寺・国分尼寺が整備された。いずれも発掘調査で位置や規模が判明している。

その他、栃木県は那須官衙遺跡や上神主・茂原官衙遺跡に代表される各郡の役所関連遺構や当時の官道である東山道も各地で確認され、およそそのルートが判明するなど、律令国家体制に係る遺跡が明らかにされている。

また、下野薬師寺が官寺として整備され、正式な僧侶として受戒させるために全国に3箇所設置された戒壇のうちの一つが置かれ、下野薬師寺は東国の戒壇として隆盛を誇った。

下野国出身の僧である勝道は、男体山登頂に成功し、山岳信仰の霊場日光山を開いた。また、遣唐使僧として渡海した円仁は、その記録を残すとともに、帰国後は第3代天台座主となるなど活躍し、慈覚大師の称号を受けた。

10世紀になると律令体制が行き詰まり、各地で荘園が置かれ、地元の実力者による支配が進むようになる。この実力者層が武装化し、のちに武士として台頭することになった。10世紀半ばには東国社会を大きく揺るがした平将門の乱が起きたが、その鎮圧に当たった藤原秀郷の子孫が下野国南部を中心に土着し、小山氏や佐野氏の祖となった。

(3) 中世

平安時代末の源平の争乱に下野国も巻き込まれる。源氏に味方した小山・宇都宮・足利・那須などの下野の武士は、その後鎌倉幕府の御家人として活躍した。なかでも源頼朝の乳母子である小山朝政は、頼朝にいち早く仕えて幕府でも有力者となった。その後小山氏は下野国守護を務め、その一族は結城・長沼等に分かれて栄えることとなった。宇都宮氏は武勇だけではなく、藤原定家と親交のあった宇都宮頼綱が百人一首編纂のきっかけとなるなど文化面でも活躍し、「宇都宮歌壇」は都まで名が轟いた。足利氏は源氏一族として鎌倉幕府の中でも重きをなした。

足利尊氏は後醍醐天皇に味方し鎌倉幕府倒幕の立役者となるが、建武政権と袂を分かち京都に室町幕府を開いた。その後続く南北朝の争乱のきっかけであり、下野国内の武士は一族間でも北朝方、南朝方に分かれて争うこととなった。幕府自体は京都に置かれたが、足利氏の本貫地である足利荘には歴代の菩提寺等が整備されるとともに、上杉憲実が再興した足利学校は「坂東の大学」として宣教師によってヨーロッパにまで隆盛の様子が伝えられた。

室町幕府は東国支配の拠点として鎌倉に鎌倉府を置くが、鎌倉公方は幕府や関東管領上杉氏と対立し、下野の武士団においても一族の分裂が見られた。15世紀後半に鎌倉府が分裂すると、鎌倉公方は拠点を下総国古河に移し、古河公方と称された。これに伴う争いが戦国時代の幕開けとなった。古河公方を支えたのは小山氏をはじめとする下野の武士団で、古河公方は北関東を中心に一定の影響力を保持し続けた。

戦国時代の下野の武士は同盟や離反を繰り返しつつ、近隣集団や内部での抗争を繰り返した結果、下野一国を支配するような典型的な戦国大名と呼ばれるまでの集団には成長できなかった。16世紀後半には後北条氏、上杉氏、佐竹氏など周辺の大名が進出し、その対応に翻弄されることになった。

豊臣秀吉による小田原攻め、それに続く宇都宮仕置により、下野の旧勢力は大きく再編され、それまでの支配体系は一変することとなった。

(4) 近世

徳川家康が江戸幕府を開くと、下野国は東北地方との境である関東北部というその位置と後述のように聖地である日光を抱えることから重要視される。支配関係としては、小規模な譜代大名領が多く、その他にも天領や旗本領にも細分化されたことが一つの特徴であり、さらには、古河公方の後裔である喜連川氏が配され、中世からの旧族領主大田原・大関氏が外様小藩として存続するところとなった。大名等の石高は、最大でも江戸時代初めの宇都宮藩の約15万石であった。日光は遺言により徳川家康が改葬されたことをきっかけに、東照宮をはじめとする華麗な建物が造られ、徳川家光も廟所とするなど、特別に保護、崇敬された。

幕府が管理した五街道のうち、日光道中と奥州道中が県内を通過し、その脇街道である例幣使道や会津西街道など交通網の整備が進んだ。また鬼怒川等を利用した舟運による河川交通も整備されたことで、両者を利用した江戸への流通が発達し、下野国内は物資流通の結節点となることで繁栄することとなった。

江戸時代後半には農村の荒廃が進み、その解決が課題となった。二宮尊徳は農村の立て直しを図るため、桜町（現在の真岡市二宮地区）の旗本領の復興に努め、以後各地で報徳仕法と呼ばれる改革事業を実施した。

(5) 近現代

戊辰戦争では旧幕府軍と新政府軍との交戦が下野国内に及び、宇都宮をはじめ各地が戦場となり大きな被害を受けた。特に会津藩との主要交通路であった会津西街道や会津中街道沿いの村落は、焼き討ちを受けて全焼したところもあった。

明治維新を迎えると、政府は中央集権を推し進めるため廃藩置県を断行し、旧来の封建支配の一掃を図った。このとき「宇都宮県」や「栃木県」などが成立したが、さらに整理統合が進められ、明治6(1873)年6月15日に今日の栃木県が成立した。県庁は、最初には下都賀郡藪部村（現在の栃木市）に置かれたが、明治17(1884)年に河内郡塙田村（現在の宇都宮市）に移された。

県内では鉄道の整備が進み、明治19(1886)年には東北本線が黒磯まで開通した。鉄道の整備は近世までの河川交通による輸送法を大きく転換させ、交通の状況も大きく様変わりすることとなった。明治23(1890)年には日光線が開通し、日光は東京から訪問が容易な保養地としての地位を確立し、中禅寺湖畔には各国大使館の別荘が、日光市山内周辺には旧日光田母澤御用邸や山内御用邸が整備されていった。他にも塩原温泉が保養地として文人墨客に愛され、様々な作品に取り上げられた。

政府による殖産興業政策が進められたこともあり、県内では大規模な繊維工場やレンガ製造工場が設立された。足尾銅山は、近代技術の導入により我が国最大の産銅量を誇るようになったが、一方で、樹木伐採や山火事、製錬所から排出される亜硫酸ガスなどを原因にした森林の荒廃は下流での洪水を引き起こし、渡良瀬遊水地建設のきっかけになるなど、国内で最も早い時期に鉱害が社会問題化したため「公害の原点」と称される。しかし、その分鉱害対策も早くから実施され、水質汚染や煙害に対して公共事業を含む総合的な対策がとられた。特に煙害防止技術として昭和31(1956)年に実用化に成功した「自熔製錬法」は、国内外から高く評価されている。

扇状地で水に乏しく、広大な荒れ地が広がる那須野が原は、西洋の農場経営に憧れた明治

政府高官であった華族階級の経営による農場の大規模な開墾が進められた。その一環として国営事業により那須疏水が整備された。

宇都宮には陸軍第 14 師団が誘致され、軍都としての性格を帯びることとなった。また、郊外には中島飛行機などの大工場や陸軍飛行場も稼働していたので、宇都宮は太平洋戦争では空襲の標的となり中心部は灰燼と化し、多数の犠牲者を出した。近代の幕開けと幕引きの二度、宇都宮は戦火に包まれることになった。

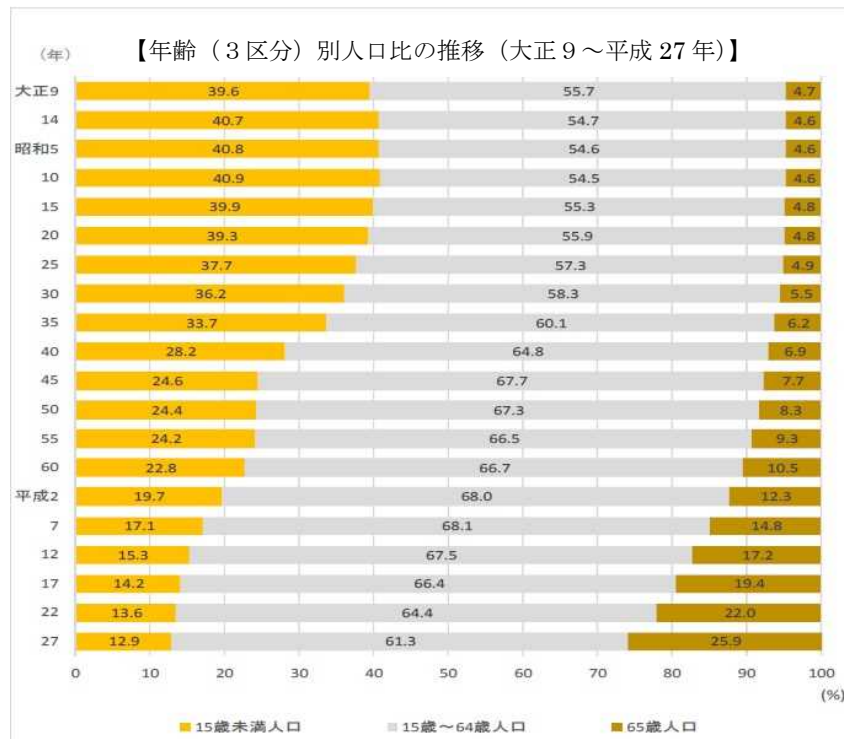
戦後は満州等からの引揚者により、那須地域の開拓が進められた。その結果は、本州有数の酪農地帯として結実することとなる。また、モータリゼーションが進み、道路もそれに合わせて整備が進められた。昭和 47(1972)年には東北自動車道の岩槻・宇都宮間が開通した。昭和 57(1982)年に開通した東北新幹線により、東京と宇都宮間は 1 時間足らずで結ばれ、東京圏との結びつきが強くなったことで、産業等も大きく変化している。

4 人口・面積

平成 27(2015)年国勢調査結果によると、栃木県の人口は 1,974,255 人(全国第 18 位)であり平成 22(2010)年比 1.7%の減少となっている。また、年齢別では、15 歳未満人口は 252,836 人(12.9%)、15 歳から 64 歳人口は 1,203,616 人(61.3%)、65 歳以上人口は 508,392 人(25.9%)となっている。

県域は、東西約 84 キロメートル、南北約 98 キロメートルに及び、栃木県の面積は 6,408.09 平方キロメートル(全国第 20 位)で関東地方では最大である。

県庁所在地の宇都宮市は、県人口の約 4 分の 1 に当たる 518,594 人を擁する中核市で、全国 1,718 市町村中 26 位(特別区を除く。)の規模を誇る。また、県北西部の日光市は、県面積の 22.6 パーセントを占める 1,449.83 平方キロメートルで、岐阜県高山市、静岡県浜松市に次いで全国第 3 位となる広大な市である。



5 景 観

眺望に優れた那須・日光連山や自然豊かな鬼怒川・那珂川などの河川に恵まれた栃木県は、首都近郊にありながらとりわけ美しい自然景観を残している。

雄大に広がる関東平野北部に位置することから、栃木県南部に広がる平野部は水田を中心とした耕地が広がり、その中に集落や屋敷森が点在する。元々低台地上は畑地が卓越する景観であったが、大規模な用水が整備されて現在の水田を中心とする景観となった。八溝山地周辺では丘陵部を開析する谷戸を利用した水田が作られ、茂木や那須烏山の棚田として近年有名になっている。山地については林業の対象としての山林利用が主であり、特に居住地周辺の山地に関してはスギやヒノキの人工林が卓越しながら雑木林がモザイク状に入り交じる。北西部の山岳地域など、より高地になると自然林を主体とする森林地帯が広がっている。

また、古くは東山道、鎌倉街道、奥州道中などの街道が通過し、京や江戸とみちのくを結ぶ交通の要衝でもあった栃木県は、各地にこれまでに培われた歴史的景観を残している。

世界遺産に登録された日光の社寺は多数の堂宇が立ち並ぶ霊場としての厳かな雰囲気の色濃く残り、その門前の街道沿いには多数の店舗が並び、門前町を形成する。

市街化が進む足利市の中心地でも、足利学校・鏝阿寺は緑豊かな史跡が残り、公園として市民の憩いの場となっている。

舟運で栄えた栃木市には土蔵造りの見世蔵が立ち並び「蔵の街」の名にふさわしい伝統的な街並みが形作られている。

那須温泉や塩原温泉、鬼怒川温泉などは保養地としての温泉街の風景を今に伝え、中禅寺湖畔の別荘群は避暑地として賑わった情景を今も思い起こさせる。

6 産業・観光

栃木県は、首都圏に位置する地理的優位性、勤勉な県民性といった発展的な要素を基礎として、バランスのとれた産業活動を展開している。その結果、農業産出額は全国第9位（平成30年）、製造品出荷額等は全国第12位（平成30年）など全国有数の産業県となっている。

また、栃木県には、世界にその名を知られる日光国立公園をはじめとして、8つの県立自然公園があり、四季折々の豊かで美しい自然に恵まれている。加えて鬼怒川・那須・塩原といった数多くの温泉郷もあり、毎年多くの観光客が訪れる。

(1) 農業

栃木県の主要農産物には、いちごやにら、生乳、二条大麦、米など、生産量で全国上位を占めているものが多くある。さらに、文化財修理等で使用される麻の生産量は全国1位となっている。

県では、「成長産業として発展するとちぎの農業」の実現に向けて、本県の強みや発展可能性を最大限に生かしながら、県内外から意欲ある人材の確保、知恵と技術力による生産性の向上と農産物の高付加価値化の推進によって、産業活力を高め、本県農業の新たな魅力と価値の創造を目指している。

(2) 林業

栃木県では、活力ある林業・木材産業の振興を図るため、「木を植え、育て、伐(き)って利用し、また植える」という森林資源の循環利用の促進、優れた林業担い手の育成、林業事業

体の体質強化、生産基盤整備等によるコストの縮減及び県産材の安定供給と利用の拡大を進めている。また、森林・林業を支える山村地域の主要産業である特用林産の振興に取り組んでいる。

なお、県東部では漆が生産されており、その生産量は全国3位（平成30年）である。

(3) 商工業

栃木県では、首都圏に位置する恵まれた立地特性に加えて、内陸型としては国内最大級の規模を誇る宇都宮清原工業団地などへの高付加価値型産業の集積を生かし、地域経済への波及効果が大きい企業の県内への立地促進と本社・研究機能の集積・拡大に努めている。

また、自動車や航空宇宙など、県が重点的に振興を図る産業分野において、産学官金ネットワークを活用しながら、中小企業の人材育成や研究開発などを支援するとともに、食をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる「フードバレーとちぎ」を目指して、“食”に関連する産業の振興を行っているほか、地域経済を支える中小・小規模企業の成長及び持続的発展を図るため、創業から事業承継に至るまで切れ目のない支援を行っている。

さらに、県では、栃木県の風土と県民の生活の中ではぐくまれ、受け継がれてきた結城紬や益子焼、天明鋳物をはじめとする工芸品を「栃木県伝統工芸品」として指定することにより、その声価を高めるとともに、産業としての発展を図っている。

(4) 観光

栃木県は、世界遺産に登録された「日光の社寺」に代表される優れた歴史文化、四季折々の美しい自然、豊富な温泉、いちごや和牛、湯波などの多彩な特産物、結城紬や益子焼などの伝統工芸品、さらには各地に根付いている伝統芸能など、魅力的な資源に恵まれ、毎年、県内外からの多くの観光客で賑わっている。

県では、首都圏を中心とした観光・物産展の開催や、雑誌、ホームページ、更には SNS 等のデジタルツールなどを活用した誘客宣伝活動を展開するとともに、東アジア及び東南アジアでの観光プロモーションや海外メディア・旅行会社の招聘、観光動画の配信などにより外国人観光客の誘致を図っている。加えて、映画・テレビなどのロケ撮影を誘致し、本県の魅力映像として発信するフィルムコミッション活動を積極的に推進している。

【統計でみる栃木の姿】

面積	6,408.09 km ²	全国第20位
人口(平成27年国勢調査結果)	1,974,255人	全国第18位
1人あたり県民所得(平成29年)	3,413千円	全国第3位
農業産出額(平成30年)	2,871億円	全国第9位
製造品出荷額等(平成30年)	9兆2,111億円	全国第12位
木材・木製品製造業出荷額(平成30年)	943億円	全国第7位
年間観光客宿泊数(令和元年)	826万人	—
国立公園面積	104,781ha	全国第4位

第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 栃木県の文化財の概要

(1) 文化財の定義

法は、有形・無形の文化的所産等のうち一定の価値を有するものを、①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群の6つに分類している（法第2条第1項）。これらの文化財については、重要なものなどを指定・選定・登録・選択し、保存と活用のために必要な様々な措置を講じている。さらに、これらが土地に埋蔵されている場合を捉えた類型として埋蔵文化財が規定されている。また、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置の必要があるものを対象として、文化財の保存技術の制度がある。

なお、ここでは、上記の文化財について類型別の方向性を示すが、文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで営まれる人々の伝統的な活動などと密接に関連している。また、生活文化や国民娯楽など文化的所産についても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる。

【法第2条により定義される文化財】

類 型	定 義	参 考
① 有形文化財 (法第2条第1項第1号)	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「書跡」は過去の名筆家による書をいい、「典籍」は古い書物をいう。 ・「これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件」とは、昭和50(1975)年の法改正により追加されたもので、例えば、仏像とその厨子、磨崖仏とその所在する土地、社寺建築とその境内地、民家建築とその敷地等の関係にあるものをいう。 ・「考古資料」には、土器、石器、金属器等の遺物がある。(人骨や獣骨等の自然物を含む。) ・外国から渡来した美術工芸品についても、「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」に該当すれば、文化財に当たる。
②無形文化財 (法第2条第1項第2号)	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財は、伝統的な芸能や工芸技術その他の人間の「わざ」をいう。 ・例示されているもののほか、舞踊、舞踊と音楽の総合的な芸能（能、文楽、歌舞伎）を始め、落語、講談等の大衆演芸等も含まれる。
③民俗文化財 (法第2条第1項第3号)	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの	風俗慣習等は、人々の間に自然に発生し、社会一般の人々によって伝承されていくものであり、能、歌舞伎等のように特定の個人・集団のみが洗練された「わざ」として体現し伝承していく無形文化財と文化財としての価値基準が異なる。

類 型	定 義	参 考
④記念物 (法第2条第1項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの ・庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの ・動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの 	「地質鉱物」には、単なる鉱物だけでなく、地震、火山活動、浸食等に関する現象や化石の標本も含まれる。
⑤文化的景観 (法第2条第1項第5号)	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの	文化的景観とは、農耕地や森林、ため池、水路などのうち、その土地に住む人々が自らの生活や生業の在り方を土地に刻みつけることによって、長い時間が経つうちに形づくられた独特の景観地をいう。
⑥伝統的建造物群 (法第2条第1項第6号)	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの	「伝統的建造物群」とは、民家集落、宿場町、門前町、城下町（武家屋敷等）、明治洋風の建造物群であって、建築後相当年数を経過した建造物により構成され、全体としてその位置、形態、意匠において特色を有するものをいう。全体として伝統的建造物群を構成するものの中には、建造物以外の工作物も含まれる。（例：石垣景観が特色となっている傾斜地の集落における石垣）

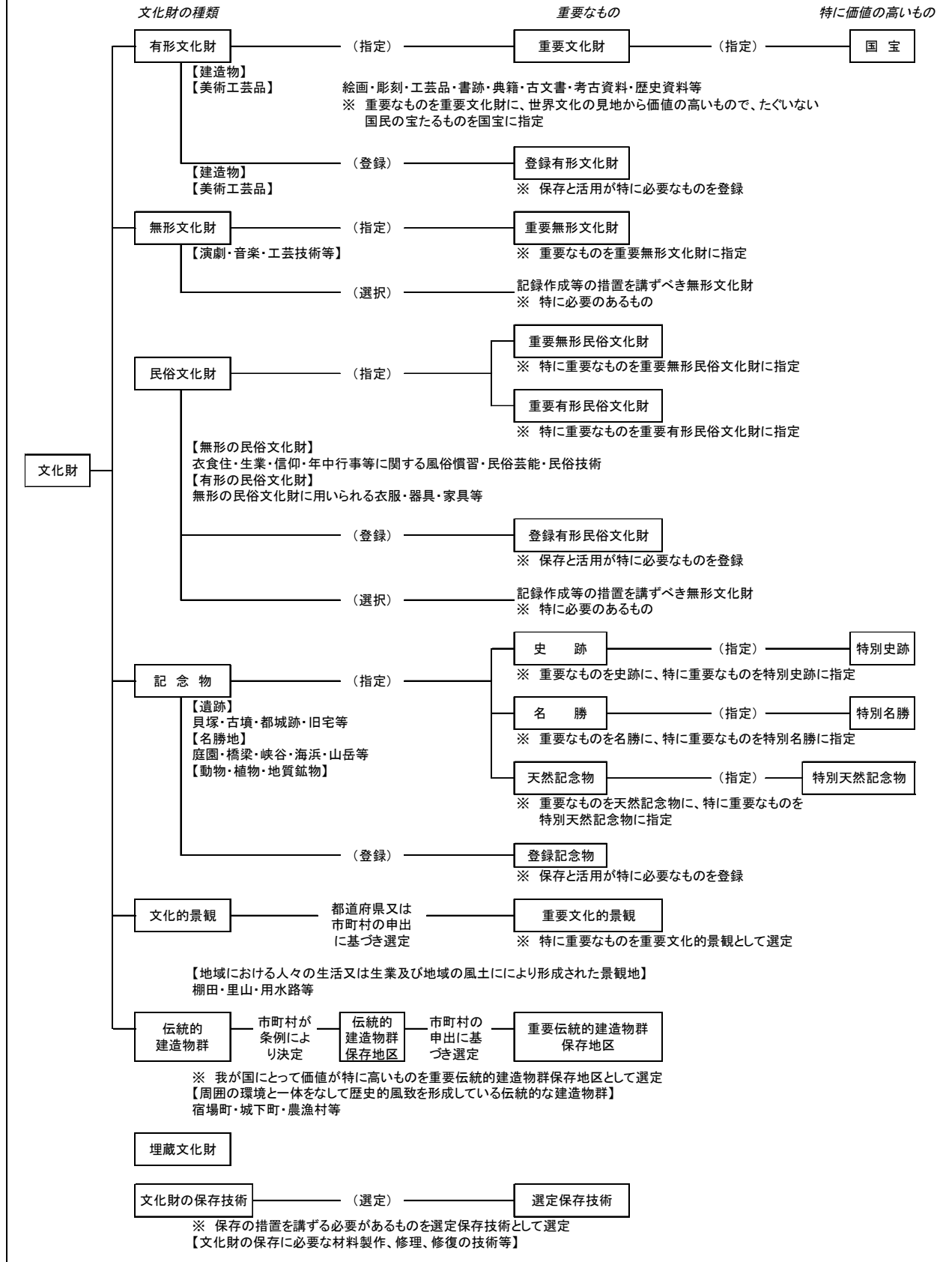
【法第92条により定義される文化財】

類 型	定 義	参 考
埋蔵文化財 (法第92条第1項)	土地に埋蔵されている文化財	ここでの「土地」には、土、砂等に限らず、河川、湖沼の水、海水等を含む。 「埋蔵」とは、必ずしも、土地に埋没して姿を現していないものに限らず、貝塚のように地表に一部を露呈しているものを含む。

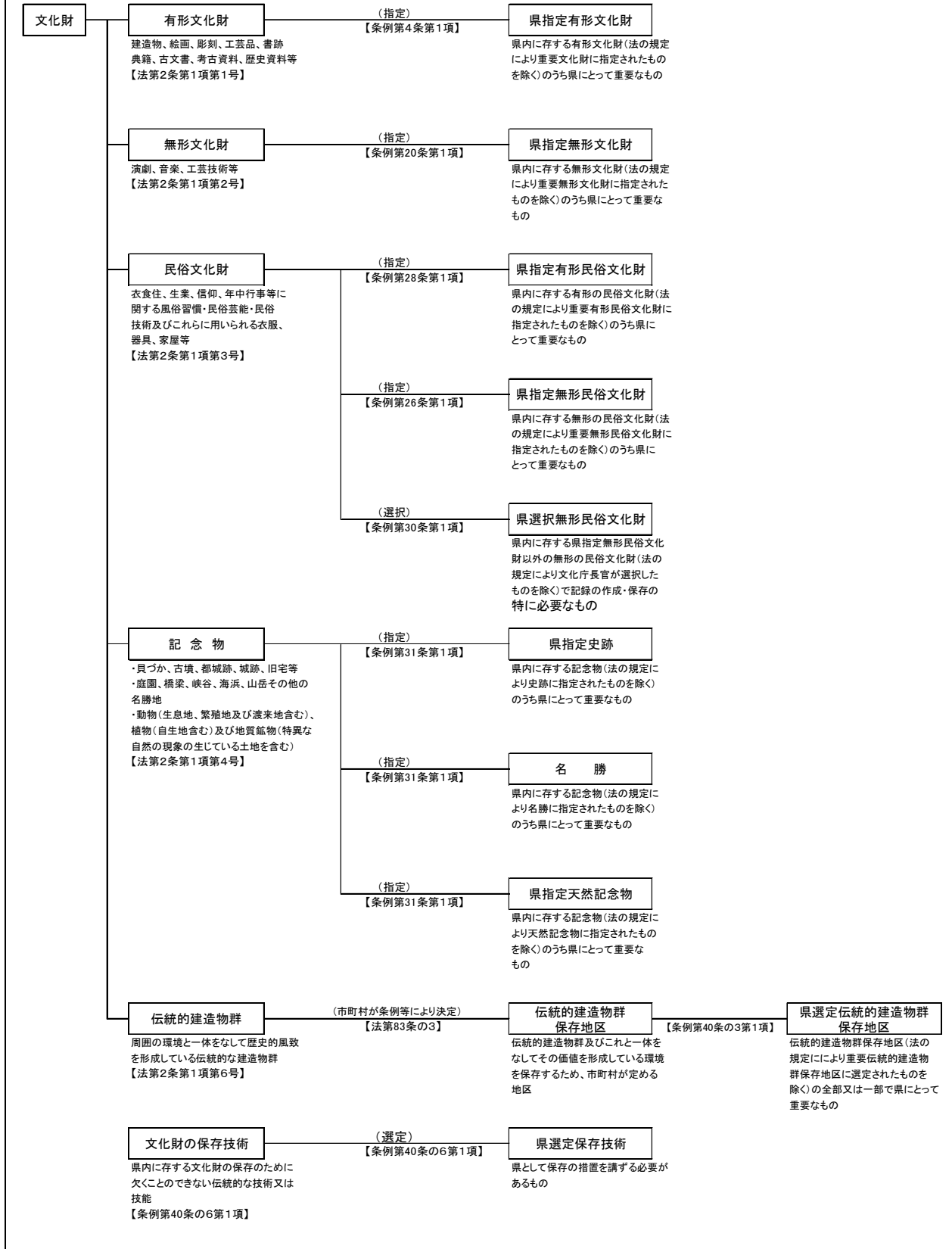
【法第147条・法附則第4条により文化財保護法上の保護対象となるもの】

類 型	定 義	参 考
文化財の保存技術 (法第147条第1項)	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの	文化財保存技術は、「わざ」であることから無形文化財に近似しているところがあるが、無形文化財は「わざ」自体が歴史上又は芸術上の価値が高いものであるのに対して、文化財の保存技術は技術の歴史上、芸術上の価値の有無にかかわらず、文化財の保存のため欠くことができないものをいう。また、独創的表現を付け加えるものではない。
重要美術品 (法附則第4条第1項)	文化財保護法施行の際、現に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」第2条第1項の規定により認定されている物件	「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は、文化財保護法の施行に伴い廃止されたが、認定物件については、なおその効力を有するものとされる。現在、これらは全国で約6,500件、県内に23件ある。

文化財保護法による文化財保護の体系



栃木県文化財保護条例による文化財保護の体系



(2) 文化財の保護制度

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、また、その価値が損なわれると回復することのできない極めて貴重な国民全体の財産である。このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要である。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものなどを指定・選定・登録・選択し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課し、文化財の種類ごとにその性質に応じた保存・活用のための施策を実施している。

有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等に対し、無形の文化財については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じている。

なお、地方公共団体は、国指定等以外の文化財の中で、それぞれの域内で重要なものを条例に基づき指定し国と同様に保存・活用のための施策を実施している。

また、土地に埋蔵されている埋蔵文化財についても、その保護を図っている。

(3) 栃木県の文化財の概要

県内における国又は県指定等文化財の概要は、次のとおりである。なお、このほか県内各市町においても、それぞれの条例に基づき文化財の指定等を行っている。

ア 有形文化財

(ア) 美術工芸品

本県に所在する国指定の美術工芸品は、那須国造碑をはじめとする 10 件の国宝を含め 125 件あり、そのほとんどが社寺の所有で個人所有は 1 件のみである。一方、県指定の美術工芸品では 611 件が指定されており、そのうち約 4 割にあたる 245 件が個人所有となっている。中でも絵画や工芸品の個人所有が多い。(絵画 110 件、工芸品 103 件が個人所有。)

(イ) 建造物

本県に所在する国指定の建造物は、日光東照宮に代表される 7 件の国宝を含め 41 件あり、そのうち 30 件が社寺所有となっている。また国宝 7 件のうち 6 件が日光の社寺に集中している。また、国登録の建造物は 247 件であり、そのうち 4 割以上が個人所有である。

一方、県指定の建造物 65 件のうち 8 割強の 53 件が社寺所有となっている。

イ 無形文化財

本県では「竹工芸」が国重要無形文化財に指定され、保持者として 2 名が各個認定を受けている。

県指定無形文化財には、「石橋江戸神輿」、「草木染」の 2 件が指定されている。

ウ 民俗文化財

(ア) 有形民俗文化財

民俗行事に関連する道具類などの有形民俗文化財の指定事例は少なく、国指定では「野州麻の生産用具」 1 件のみで、県指定では「佐野天明鋳物生産用具 附 製品、文書」をはじめ 9 件が指定されている。

(イ) 無形民俗文化財

国指定無形民俗文化財は 5 件であり、それらのうち「烏山の山あげ行事」と「鹿沼今

宮神社祭の屋台行事」はユネスコ無形文化遺産に登録（代表一覧表に記載）されている。

県指定では、県内で唯一現存する浄瑠璃人形芝居である「奈佐原文楽」をはじめ、20件が指定されている。

エ 記念物

(ア) 史跡

史跡は、国指定 37 件と県指定 49 件である。「下野薬師寺跡」、「下野国分寺跡」、「足利学校跡」は、大正 8(1919)年施行の史蹟名勝天然記念物保存法により史跡の保護制度が開始された際に指定された、当時としても希有な事例である。

指定物件を概観すると、「那須官衙遺跡」（国指定）のような古代の役所跡、また「侍塚古墳」（国指定）や「塚山古墳」（県指定）など大型の首長墓を中心とした古墳の指定が多い傾向にある。「足尾銅山跡」（国指定）など近代遺跡を対象にした事例、「田中正造旧宅」（県指定）や「乃木希典那須野旧宅」（県指定）といった著名人の居住地などの事例もある。

昭和 50 年代以降は開発を原因として遺跡の消滅が進むことになったが、小山市寺野東遺跡や矢板市堀越遺跡などは計画を変更して保存された。

なお、「特別史跡」は「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」と「大谷磨崖仏」の 2 件である。

(イ) 名勝

名勝は、庭園などの人文的名勝と景観関連の自然的名勝がある。県内にある名勝は国指定 3 件と県指定 1 件となっており、他の 2 種の記念物に比べ非常に少ない。そのうち自然的名勝は、国指定の「華巖瀑及び中宮祠湖湖畔」と「大谷の奇岩群」で、日光の自然美のうちで最も優れた風光明媚な地や、浸食を受けた大谷石の岩体が見せる奇観である。また、複合的な様相を示す「おくのはそ道の風景地」として、「殺生石」など松尾芭蕉の来訪地がまとめて指定されている。

県指定は「行道山浄因寺境内」の 1 件である。

(ウ) 天然記念物

国指定天然記念物は、特別天然記念物「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」（特別史跡との二重指定）を含む 9 件である。「逆杉」といった植物関係の指定が多いが、「名草の巨石群」、「湯沢噴泉塔」といった風化した岩石や温泉現象も指定されている。特別天然記念物は前述の「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」と「コウシンソウ自生地」である。

また、地域を定めない指定としてカモシカとミヤコタナゴが県内一円として存在する。特にミヤコタナゴは、自然での生息地が栃木県や千葉県など全国的にも非常に限定される状況である。

県指定天然記念物は、68 件であり、その大半が巨木に類する樹木や社叢等の植物関係の指定である。植物以外では、佐野市にある「出流原弁天池」、大田原市の「糸魚生息地」、矢板市山田地区の「チョウゲンボウ繁殖地」、那須塩原市の「大黒岩」の 4 件のみである。

オ 文化的景観

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの」であるが、本県では、選定されていない。

カ 伝統的建造物群保存地区

国の重要伝統的建造物群保存地区として栃木市嘉右衛門町地区が選定されている。保存

地区は、栃木宿の北側の日光例幣使道に沿って、平柳新地、嘉右衛門新田村など、近世初期に開発された村々が発展してできた町並みで当時の生業や在郷町の特色ある歴史的風致を形成し、今に伝えている。

キ 埋蔵文化財

県内では古くから人間活動の痕跡が認められており、各時代の遺跡が数多く見つかっている。現在では約 8,000 か所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。各市町による分布調査により、包蔵地数は今後も変動が見込まれる。時代により包蔵地数も違いがあり、弥生時代の遺跡が少なく分布も限られることが特徴である。

県央部から県南部に広がる平野部を中心として、小河川に沿った低台地上に分布が集中しており、河川を利用した土地利用を物語る。特に古墳時代から古代の遺跡が目立つ。小山市近辺の思川や益子町近辺の小貝川沿いの河岸段丘縁辺部など、切れ目無く包蔵地が続く状況を確認できる場所もある。

山地部では数は少なくなるものの、著名な祭祀遺跡である「男体山頂遺跡」があるなどその重要度は決して軽視できない。また、山地部でも狭小な平坦地で埋蔵文化財包蔵地は確認されており、湯西川ダムの建設をきっかけに発掘調査を実施した「仲内遺跡」など、隣接する他地域との関係を示す遺跡も多い。

なお、県では埋蔵文化財包蔵地の中でも重要度の高い 200 か所を重要遺跡として選定している。

ク 文化財の保存技術

国選定保存技術では、建造物彩色と建造物漆塗があり、現在、公益財団法人日光社寺文化財保存会の手でこの技術が伝承されている。これらは、ユネスコ無形文化遺産に登録（代表一覧表に記載）されている。

2 文化財の保存・活用に係る課題

文化財保護法改正の契機となった少子高齢化や過疎化、社会情勢や住民の意識の変化、自然環境の変化等が、本県の文化財の保存・活用にも影響を及ぼしている。

また、文化財保護法の改正などを受けて、「まちづくり」や「地域おこし」の取組において、文化財とその活用の重要性が認識されるようになってきており、地域の文化財を活用した学習機会の提供も求められている。

文化財を適切に次世代へ継承していくために、次のような課題が挙げられる。

(1) 文化財所有者等の課題

- ・文化財の保存や修理には多額の費用を要することが多い。各種助成制度が整備されているが、文化財の適切なサイクルでの修理等に要する資金を用意することが困難である。
- ・文化財所有者の高齢化に伴う相続対応や後継者不足が深刻化している。また、所有者の代替わり等により文化財保護への意識が希薄になる場合も想定される。
- ・文化財保存・活用のための知識や情報不足などから、十分な維持管理や防災・防犯対策が困難な状況にあることや、公開・活用が十分に行われていないことが多い。また、適正な手続がとられないことにより、文化財の所在不明や毀損、損壊を招くおそれがある。

(2) 文化財保存に関わる技術者等の課題

- ・文化財保存技術を活用できる市場規模が縮小しており継続的に技術を発揮できる機会も減

少し、高度な技術を維持・承継することが困難になってきている。

- ・文化財の良質な修理材料の流通が限定的となっている。
- ・技術者等においても高齢化や後継者不足、文化財修理技術を活用できる市場規模の縮小により、次世代の担い手の就業機会が減少している。

(3) 行政の課題

- ・地方公共団体の間では、人員配置体制や近年の厳しい財政状況により、文化財の保存・活用状況に差が生じている。
- ・文化財の価値や魅力等が十分に周知されていない。

(4) 未指定文化財の保存・活用に関する課題

- ・所在と価値の把握が困難である。
- ・文化財の移動や現状変更等の報告及び届出の義務がないため、散逸や毀損のおそれがある。
- ・個人所有の場合、保存環境が不十分なものもあると想定される。
- ・公開・活用が十分に行われていないことが多い。

3 今後目指すべき方向性・将来像

(1) 文化財への理解と地域の歴史・文化への愛着と誇りの醸成

文化財は、地域の歴史・文化を今に伝える貴重な共有財産であり、それぞれが地域に密着した固有の価値を持っている。文化財を通じての「まちづくり」はもちろんのこと、生涯学習等において文化財が持っている歴史や価値を学び理解を深めることにより、地域の歴史・文化への愛着と誇りを醸成する。

(2) 「わたしたちの宝」としての認識

未指定文化財を含めた地域の文化財を把握するとともに、文化財所有者だけでなく、行政や地域住民等、様々な関係者が連携しながら、それぞれの文化財の状況に応じた保存・活用を図り、文化財を「わたしたちの宝」として県民が共に支え合い守っていく。

(3) 文化財を受け継いでいく子どもたちの育成

地域とともに生きてきた文化財をじかに見て、触れて、感じてもらう体験を通して、次の世代を担う子どもたちに文化財の大切さを実感してもらい、地域の人々をはじめ様々な立場にある人たちが協力し、文化財を次の世代へ受け継ぐ子どもたちを地域が一体となって育てる。

(4) 分野を越えた横断的な連携と、地域づくりと一体となった保護活動

文化財を次世代へ継承していくためには、その大切さを多くの人々に伝えていくことが不可欠であり、文化財の活用による理解の促進が必要である。そこで、文化財の価値や魅力を実感してもらえよう、文化財を地域資源や観光資源として活用するなど分野を越えて横断的に連携するとともに、地域のニーズに応じつつ、関係する団体とも連携しながら、文化財の保存・活用に取り組むことにより地域の活性化へつなげていく。

(5) ハードとソフト両面からのアプローチ

文化財の保存・活用とまちづくりにおいては、ハードとソフトの両面からのアプローチが重要になる。文化財の保存、修復、復元あるいは文化財の周辺一帯の整備などのハード面、多くの人びとに文化財の価値等を伝えるための普及・PR活動や地域の人々が参加できる取組などのソフト面の両面から継続的に取り組んでいく。

4 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

(1) 文化財の保存と活用の基本的な考え方

文化財の保存と活用は、相互に効果を及ぼし合い、文化財の継承につなげるべきものである。

保存状態が良好でない文化財は修理等を行うことなく活用することは困難であり、保存の措置である修理等の実施は活用の観点からも必要である。また、文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならない。さらに、文化財を次世代へ継承していく上では、その大切さを多くの人びとに伝えていくことが不可欠であり、文化財の活用による理解の促進が必要である。このように、文化財の保存と活用は、ともに文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

(2) 文化財の類型ごとの保存・活用の方針

ア 有形文化財

有形文化財は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など種別が多岐にわたる。

個々の文化財について、保存・活用の考え方を明確化し確実な継承につなげるためには、所有者等による保存・活用計画の作成も効果的である。

また、有形文化財の維持には適切なサイクルでの修理が必要だが、修理には多額の費用を要する 경우가多く資金を調達する手段の確保も重要である。

さらに、文化財の適正な管理のためには、所有者が変更になった場合や文化財の所在の場所を変更するときなど、様々な手続が必要であるが、動産である美術工芸品においては、こうした手続がとられず所在等が不明確になってしまう場合もあるため、手続等の十分な周知も重要である。

□方針

- ・調査研究により、その所在や歴史的・学術的な価値を把握し、重要性等が明らかになったものについては、所有者の意向を確認しながら文化財への指定等の取組を進める。

なお、これは有形文化財に限るものではなく、全ての類型において同様の取組を進めるものとする。

- ・補助金や民間財団等による助成の効果的な活用等により資金調達の手段の確保に努める。
- ・所有者等の意向を踏まえながら保存活用計画を作成する際の支援を行う。
- ・所有者等に対して各種手続等の周知徹底を図り文化財の適切な保護への理解を促進させる。
- ・市町や関係機関等と連携して定期的に保存状態を把握し、文化財の散逸を防ぐ。

イ 無形文化財

県内における無形文化財は国・県合わせて4件という少ない状況ではあるが、他にも未指定の無形文化財が継承されていると考えられる。

□方針

- ・市町や関係機関等と連携し県内における無形文化財の継承状況の把握に努める。
- ・継承が危ぶまれるものについては、記録作成等の保存の措置を講じる。

ウ 民俗文化財

有形の民俗文化財は、地域で行われる行事のために保存・活用され、また生業において保存・活用されているほか、博物館や郷土資料館で展示、保存・活用が行われている。無形の

民俗文化財においては、後継者不足の問題が大きく、その育成が課題となっている。

個々の民俗文化財を確実に継承していくには、保存活用計画の作成も効果的であると考えられる。

□方針

- ・ 民俗芸能の様々な発表の機会を活用することにより普及啓発及び伝承の活性化を図る。
- ・ 保存団体、学校教育における取組や関係機関、市町との連携を図り伝承活動を支援する。
- ・ 保存団体等の理解を得ながら保存活用計画の作成を支援する。
- ・ 伝承が途絶えるおそれがあるものについては記録の作成を促進する。

エ 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

土地に関わる文化財並びに動植物及び地質鉱物関連の天然記念物である。指定地の管理や公開活用等が課題となっている場合は、保存活用計画を策定し、保護の方針を明示することが有効である。

□方針

- ・ 維持管理や整備が適切に行われるよう必要な支援を行う。
- ・ 関係者の理解を得ながら保存活用計画の作成を働きかけるとともに、支援する。
- ・ 「足尾銅山跡」及び「足利学校跡」については、世界遺産の登録に向けて、調査活動を進める。

オ 文化的景観

本県には伝統的産業や生活と風土が相互の深い関わりの中で、長い年月をかけてその土地ならではの特徴的な風景をもつ景観が存在するが、これまで文化的景観としての保存についてほとんど検討されていない。

□方針

- ・ 文化的景観として選定候補となり得る景観資源の所在する市町等に対して、制度の仕組みや保護の理念について丁寧に説明するとともに、指定の可能性について検討を進める。

カ 伝統的建造物群保存地区

本県には古い建物等が集中して町並みとしての景観を残す地区は少なく、現在の制度上伝統的建造物群保存地区として成立する地域は栃木市街地に限定される。

□方針

- ・ 重要伝統的建造物群保存地区として選定されている栃木市嘉右衛門町地区については、各種手続等の周知徹底を図り文化財の適切な保護への理解を促進する。
- ・ 選定の可能性がある栃木市栃木町地区について、選定への取組を進める。

キ 埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財である。埋蔵文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」と呼び、これは一般的に遺跡と呼ばれている。県内に所在する 8,000 か所を超える周知の埋蔵文化財包蔵地や出土品等の発掘調査成果を適切に保存・活用する必要がある。

□方針

- ・ 地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用する。
- ・ 埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、可能な限り現在ある状態のまま将来に伝えていく。

- ・開発事業等については事業計画との円滑な調整を図り、埋蔵文化財を現状のまま保存できない場合は記録保存のための発掘調査を行う。
- ・重要な遺跡については史跡指定等により現状保存し、積極的な公開・活用を図る。
- ・出土品や調査記録・発掘調査報告書を確実に保存するとともに調査研究を行い、それらの成果を活用して埋蔵文化財のもつ価値を県民に還元していく。

ク 文化財の保存技術

国選定保存技術である建造物彩色及び建造物漆塗については、伝承団体である日光社寺文化財保存会において、国の補助事業により文化財建造物保存事業に係る知識と技術の向上を図り、文化財の保存修理に寄与することを目的とした伝承者養成研修が実施されている。

□方針

- ・現在選定されている保存技術のほかにも、将来的な選定に向けて市町や関係機関等と連携しながら、選定の可能性について検討を進める。
- ・現在実施されている保存技術の伝承者養成研修については、今後も継続して円滑に行われるよう国との調整を図る。

(3) 総合的な文化財の保存・活用

これまで文化財の保存・活用は、個々の文化財を指定して保存するため、個別の文化財ごとに、いわば「点」として行われてきた。このため、様々な文化財が関連を持って価値を形成していることなどが分かりにくい状況になっている。

□方針

- ・有形、無形、指定、未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えた関連文化財群について、一体的な保存・活用に取り組んでいく。
- ・文化財が置かれている自然環境や景観、文化財を支え継承する人々の活動や技術、文化財に関する資料や伝承など、文化財と一体性・関連性をもって価値を形成する周辺環境を総体として捉え、文化財とその周辺環境も含めて、地域が一体となってその保存・活用を推進できるよう、取り組んでいく。

ア 歴史的風致維持向上計画に基づく整備活用

歴史的風致維持向上計画は、地域の歴史的な風致の維持・向上・後世への継承を目的とする「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」に基づく計画で、国土交通省・文化庁・農林水産省の共同所管となる省庁横断の事業である。市町村が国に認定を受けた計画の「重点区域」において、国の支援を受けて、歴史的風致維持向上施設の整備や、歴史的風致形成建造物の指定など、様々な事業を実施する。歴史的な街並みを、伝統的な産業や行事に係るものも含めて総合的に整備できることが特徴である。省庁横断という点で、実施主体となる市町も内部での緊密な連携が不可欠である。

本県では、下野市と栃木市が計画の認定を受けている。

イ 日本遺産

平成 27(2015)年度に文化庁が創設した制度であり、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語る「ストーリー」を「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で欠くことのできない魅力ある文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国

内外に戦略的に発信することにより地域の活性化を図るものである。

認定の類型は、単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」がある。本県では「地域型」で宇都宮市の大谷石関係、「シリアル型」で足利市の教育遺産関係、那須塩原市・大田原市・矢板市・那須町的那須野が原開拓関係、益子町の益子焼関係の4件が認定となっている。

認定を受けたそれぞれの地域では、文化財の新たな魅力を発信するために日本遺産と連動した観光イベントなどを計画、実施している。県においても関係各所との連絡調整等をさらに進めることにより日本遺産の積極的な活用の支援を行う。

(4) 未指定文化財の把握と保護

文化財保護行政においては、国又は地方指定及び登録等がなされた文化財を主に保護の対象としている。しかし、文化財的な価値が高くても、限られた地域や関係者のみで価値が認識されているものや、存在自体が知られていないために価値が定まっていないことなどから、未指定となっている文化財も存在していると考えられる。また、時代を経ることによって、将来的には文化財の価値を持つようになることもあり得る。

そこで、こうした未指定の文化財を適切に把握し、所有者の理解を求めながら、適切な保存等につなげていく必要がある。

□方針

- ・未指定の文化財の把握に努め、所有者の理解を求めながら、適切な保存・活用につなげていく。重要性が明らかになった文化財については、その保護のため、国や市町と連携しながら、指定等の取組を進めるとともに、保存・活用を図る。

(5) 広域的な取組と県・市町の連携

複数の市町にわたって所在する文化財の保存・活用や、周辺地域を含めた地域一体としての文化財の保存・活用に取り組む際には、県は市町間の調整等、広域自治体として必要な役割を担っていく。

また、必要な場合には広域を対象とする調査研究を主導することも必要になる。

県の区域を越える文化財の保存・活用に当たっては、他都道府県との連携・協力が必要である。

□方針

- ・複数市町にまたがって所在する文化財や県域を越えて分布する文化財について、県は都道府県・市町間の調整を行うなど、広域自治体としての役割を果たしていく。
- ・文化財の被災状況の情報収集やレスキューの体制整備等については、全県で取り組むことができるよう、調整を図っていく。

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 県の役割

県は市町を包括する広域な地方公共団体として域内の文化財の調査や指定等を行い、その保存・活用のための取組を進めるとともに、市町の境界を越えて広域的に捉えることが望ましい文化財の保存・活用においては、関係市町の連携促進や他都道府県と連携・調整等を行うことが求められる。

また、域内の市町の文化財行政が適切に行われるよう必要に応じて指導・助言・支援を行うとともに、法令や国の方針等を踏まえ、県内の文化財行政の方針や基準等を策定し周知することにより、市町が適切に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。

さらに、文化財の保存・活用について市町等の意見を集約して国と協議し、国・県・市町が一体となった文化財の保存・活用を推進する必要がある。

2 県が行う文化財の保存・活用

(1) 文化財の調査・研究

文化財の調査・研究は、地域に所在する未指定も含めた文化財の把握とその適切な保存・活用、文化財を伝えてきた地域の歴史を理解するために必要なものである。

さらに、調査・研究の成果は教育、広報、観光などをはじめとする、文化財の活用に係るあらゆる場面の基礎になるものである。

今後、観光やまちづくりの資源としての文化財の活用が増してくる中で、地域の歴史の再認識や文化財の正しい理解が重要であり、文化財の保存・活用に当たっては、まずは地域に所在する文化財を調査し、十分な研究を着実に進めていく必要がある。

□主な取組

- ・各分野の文化財について、必要な調査・研究を実施していく。
- ・市町や県立博物館・県立美術館・県立図書館・県立文書館、埋蔵文化財センター、地元大学等の高等教育機関等と連携し、未指定も含めた文化財の調査・研究を推進する。
- ・過去に実施した各種調査についても、必要に応じて追加調査等を実施する。

(2) 文化財の指定

文化財保護のための基本的な方法の一つが法令に基づく文化財の指定である。指定を受けた文化財は、現状変更等の制限や輸出の禁止等各種の制限を受け、所有者は管理等に関する各種届出義務が生じるが、これら一連の制限や義務等を課すことにより文化財の保護を図るものである。

一方で、所有者に対しては修理等に対し補助金を交付することにより、文化財の保存・活用を支援している。

□主な取組

- ・調査研究により、歴史的・学術的な重要性等が明らかになったもの等については、所有者の意向を確認しながら文化財への指定等の取組を進める。
- ・県が行う文化財の指定については国の指定基準に準じているが、指定基準を整備するなど県としての指定の考え方を整理する。

(3) 文化財の修理・整備・活用に対する支援

文化財を適切に保存・活用するためには、修理や整備を文化財の状況に応じて適宜行うことが必要である。また、災害によって文化財が被害を受けた場合は、修理等の適切な対応が不可欠である。文化財の修理や整備には多額の費用を要することが多いことから、経済的な支援も必要となっている。

文化財の修理や整備は多種多様であり、専門的知識等も必要とされることから、適切な事業を実施するため、実施主体に対し適切な指導・助言等が必要である。

また、建造物においては、建築当時の機能や用途を喪失している場合、新たな活用に伴う現状変更により文化財としての価値が損なわれることがないように、適切な指導が重要となる。

□主な取組

- ・法令に基づき、所有者等が行う指定文化財等の修理や整備等に対し補助金を交付することで、文化財の保存・活用を支援する。補助事業の実施に当たっては、事業内容を精査し効果的な事業の実施を図る。
- ・修理や整備等の実施に当たっては、国、県、市町、管理団体、所有者等の関係者の相互連絡等により、早期に事業計画の全容を把握する。
- ・文化財の修理や整備等における、工法や技法、現状変更への対応等について、専門家等による現地指導を行うなど適切な指導・助言に努める。

(4) 世界遺産の保存と管理

ア 世界遺産「日光の社寺」の保存と整備

世界遺産「日光の社寺」は、我が国で8番目の世界文化遺産として平成11(1999)年に登録された。

世界遺産登録には国内法での保護が前提であり、二荒山神社、東照宮、輪王寺の「二社一寺」の境内地が国指定史跡「日光山内」として平成10(1998)年5月に指定され、この条件を満たすことになった。このため、史跡指定範囲をもって世界遺産の資産範囲としている。

史跡の管理団体は日光市が指定されており、所有者としての「二社一寺」と管理団体としての日光市が「日光山内」の保存と整備を担っている。また、史跡指定地内に所在する指定文化財建造物は二社一寺がそれぞれの所有者としてその保全に努めている。この指定文化財建造物群と史跡の保存・整備が、すなわち世界遺産「日光の社寺」の保存と整備となっている。

イ 世界遺産「日光の社寺」の管理等に向けた文化庁との協議・調整

史跡「日光山内」は、所有者である二社一寺が現在も宗教活動を続けており、文化財はその活動による影響を受けている。また、史跡の管理は管理団体に指定されている日光市が実施しているが、史跡指定地での事業は二社一寺が主体となるもの、日光市が主体となるものが存在し複雑になっている。その取扱いを明確にするために日光市・日光市教育委員会が「史跡日光山内保存管理計画」「史跡日光山内整備活用計画」を策定し、対応を整理している。

□主な取組

- ・二社一寺が行う修理や整備等に対し助言や指導を行う。
- ・保存や整備事業等の実施に当たっては、国、県、日光市、二社一寺等の関係者が緊密に連携し、調整を図る。

(5) 指定文化財の所有者等に対するその他の支援

文化財の保存・活用は、基本的には当該文化財の所有者が行うこととされている。しかしながら、実際の保存・活用に当たっては、費用負担や専門的な知識や技術等の不足から文化財の修理や公開等の活用が進まない場合もある。

知識や技術不足への対応としては、手続等の情報が効果的に取得できるような情報提供や、専門的な知識や技術を支援できるような関係機関等との連携が重要となる。

また、美術工芸品等を安全に保管できる施設に寄託・寄贈することにより、文化財の確実な継承と散逸防止につなげることができる。

なお、所有者が保存活用計画を策定し、法に基づく文化財保存活用団体、管理責任者、美術館等へ文化財を寄託することにより相続税の納税を猶予するなどの制度を活用できる。

これらの情報提供や周知は重要であるが、所有者に対し一方的に情報を提供するだけでなく、所有者と自治体が良好な関係を築けるような仕組みづくりも重要である。

□主な取組

- ・指定文化財の所有者等が行う修理や整備等に対し助言・指導を行う。
- ・民間の財団等による助成制度を効果的に活用できるよう情報提供を行う。
- ・支援制度等について情報提供や周知を図る。
- ・文化財の公開等の活用事例や新たな活用方法等について情報提供を行う。
- ・定期的な文化財の所在確認を行うことにより文化財の散逸を防ぐ。

(6) 県が所有・管理する文化財の修理・整備等

県が所有する指定又は登録文化財は、令和2(2020)年7月現在で国指定・登録で15件、県指定で17件の合計32件である。県はこれらの文化財について、修理・整備等を行っており、公開・活用に努めている。

□主な取組

- ・県が所有・管理する文化財について、適切な修理・整備を図るとともに、積極的な公開・活用に取り組む。
- ・日本で唯一である特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けている「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」については、令和元(2019)年8月に策定した計画に基づき保存・活用を推進する(別掲「3 県が重点的に取り組むテーマ」)。
- ・保存・活用計画が整備されていない文化財については、今後の策定に向けて検討する。

(7) 文化財の活用の推進

文化財を適切に保護し、次世代に継承していくには、普及啓発への積極的な取組や文化財への理解を深め関心を喚起するための公開・活用を行うことが重要である。

また、文化財に関する生涯学習は、文化財を次の世代へ確実に継承するために大きな役割を果たすものと考えられる。

さらには、文化財の積極的な活用は、観光やまちづくり等の分野でも重要であり、魅力ある地域づくりに寄与するものである。

□主な取組

- ・建造物修理や埋蔵文化財の発掘調査の現場等を公開し文化財への理解促進を図る。
- ・博物館、資料館、文書館、埋蔵文化財センター等の資料の活用による「本物」に触れる学習

機会の提供を推進する。

- ・関係分野での横断的な連携を深め、観光資源やまちづくりの素材としての活用を図る。
- ・地域の文化財の活用を促進するため、教員に対する研修等の充実を図る。
- ・AR・VR等の先端技術を導入し、効果的な活用に努める。

(8) 文化財の情報発信

文化財への理解を深めるためには、保存・活用を行うだけでなく、情報発信を積極的に行う必要がある。

近年、文化財が地域振興、観光振興などに資するものとの認識が高まってきており、地域資源・観光資源としての文化財の魅力を分かりやすく発信する必要性が高まってきている。

こうした情報発信を充実させることにより、文化財の保存・活用への理解を促進し、広い範囲からの協力を得ることにつなげていくことが重要である。

□主な取組

- ・有効な情報発信の手法について情報収集や研究を進める。
- ・多言語化など誰にでも分かりやすい解説の整備を進める。
- ・ICT等の先端技術を活用した効果的な情報発信に努める。
- ・これまでに実施した調査等に基づき作成した報告書やパンフレット等も有効活用する。
- ・市町や関係機関等と連携し、文化財の情報発信の体制を整備していく。

3 県が重点的に取り組むテーマ

(1) 日光杉並木街道 附 並木寄進碑の保存・活用

県が管理団体となっている日光杉並木街道について、令和元(2019)年に「日光杉並木街道保存活用計画」を策定した。この計画を基に街道の保存と活用を計画的かつ効果的に展開し、「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」を将来にわたり、守り引き継いでいく。

さらに、並木街道としての整備・活用の取組を積極的に展開し、その魅力を国内外に発信することにより、街道が身近で開かれた存在になるように努める。

あわせて栃木県、日光市、日光東照宮などの関係機関の役割分担を整理・明確化し、各施策を着実に執行していく体制を構築する。

また、東照宮の参道とその神域を示すという杉並木自体の成り立ちからしても、世界遺産「日光の社寺」と関連性が非常に高い文化財であるため、並木街道としての保存と活用を進めるとともに、将来的には世界遺産「日光の社寺」の拡大等も含め、文化庁等の関係機関と調整を進めながら、その更なる保存と活用を積極的に検討していく。

□主な取組

- ・保護のための地域区分に応じた適切な保存管理を行う。
- ・モデル的な事業として街道復元整備計画の策定等をはじめとする整備事業を実施する。
- ・子どもたちに対する教育の充実や観光資源としての活用を図る。等

(2) 重要な遺跡の調査研究と発掘調査成果の活用

埋蔵文化財は、栃木県の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な財産である。その中でも重要度が高いと考えられる遺跡については、文化財保護指導委員による巡視や市町との情報共有・連携協力によって現況等の把握に努め、開発事業との調整を行い保存を図る。

また、確認調査の実施等による調査研究を進め、歴史的・学術的な価値を把握し、その重要性が明らかになったものについては、市町等と連携・協力しながら史跡指定等をはじめとする現状保存の取組を進める。

また、埋蔵文化財の調査研究の成果を活用し、市町と連携・協力した普及事業を行うことにより、県民の埋蔵文化財に対する理解の促進と地域への誇りと愛着の醸成を図っていく。

なお、保存と活用のバランスのとれた施策を進めるため、必要な体制を整備することも重要である。

□主な取組

- ・文化財保護指導委員の巡視等による重要遺跡の現況確認を行う。
- ・重要遺跡等を対象とした確認調査をはじめとする調査研究を行う。
- ・発掘調査現地説明会、講演会、展示会、体験学習、学校等を対象とした出前授業、県民を対象とした冊子の刊行を行う。等

(3) 「とちぎいにしえの回廊づくり事業」による広域的な文化財の活用

文化財の活用については、これまでも県内の各市町において様々な取組が行われてきた。しかし、各市町の枠を越えて文化財を活用する取組を行うには、関係する市町間の制約等があり実現するのが容易ではない。そこで、本県では、平成 25 (2013) 年度から、文化財の積極的な活用策として「とちぎいにしえの回廊づくり事業」を実施している。

この事業では、文化財への興味・関心を呼び起こし、理解を深められるよう、関連する文化財に物語性を持たせて周遊するモデルコースを創設するとともに、当該コースのホームページへの掲載やルートマップの配布により周知を行っている。

文化財の理解に有効な情報ツールとして活用されるよう、ホームページ等の充実を図り、さらに県民の満足度が高まるよう事業を展開していく。

□主な取組

- ・郷土学習など学校教育における活用を推進する。
- ・ホームページや SNS を活用した効果的で分かりやすい情報発信を行う。
- ・市町、観光・商工振興・農業などの他分野との連携を強化する。等



ホームページ「とちぎいにしえの回廊」

第4章 市町への支援方針

市町には、関係機関・団体等と連携しながら、域内の文化財を把握し、適切な保存・活用を図っていくことが期待される。各市町がそれぞれの地域の歴史や文化的な特徴等を十分に生かしつつ、文化財の保存と活用を図れるよう、県は広域自治体としての役割を果たすべく支援を行っていく。

1 市町が行う保存・活用に関する取組への支援方針

(1) 市町への指導・助言等

市町の文化財主管課の中には、限られた人員で多岐にわたる文化財に対応しているところも多く、また、市町によっては生涯学習分野など文化財行政以外の業務を担っている場合も多い。このため、文化財の保存・活用に関する取組を十分に行うことが困難になることも考えられる。

□方針

- ・各市町がそれぞれの地域の歴史的・文化的特徴を十分に生かした保存・活用を図れるよう専門家や関係機関等とも連携し、指導・助言・情報提供を行う。
- ・国指定文化財の保存・活用については、市町が国との協議を必要とする場面も多いことから、県は市町と情報を共有し、課題等を円滑に解決できるよう国と市町間の調整を行う。

(2) 人材育成等

改正法が成立した際の衆議院及び参議院委員会の附帯決議において、「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」とされていることから、文化財の保存・活用に必要な専門性を持った人材が適切に配置されることが望まれる。

しかしながら、市町によっては財政的、人的な制約から、文化財保護に必要な専門性を持つ職員を十分に配置できていないところも少なくない。

なお、文化庁では都道府県・市町村の文化財行政担当課の職員や美術館・博物館の学芸員、文化財の保存・活用に関わる団体の技術者等を対象に、独立行政法人等と連携・協力しながら各種の研修等を実施している。

また、県においても市町文化財行政担当者等を対象に研修を実施しているほか、国等が行う研修への積極的な参加を促している。

□方針

- ・各市町に対し、文化財保護に必要な専門性を持つ人材を文化財主管課に配置することを要請する。
- ・専門家や専門的知見を有する関係機関とも連携を取りながら市町職員等を対象とした研修の充実に努め、人材育成の支援を行う。
- ・文化庁等が実施する研修への参加を促し積極的に活用する。

2 市町が地域計画を作成する際の支援方針

市町村は、法第 183 条の 3 の規定に基づき、文化財保存活用大綱を勘案しつつ、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。地域計画作成に当たっては、大綱に基づき、県内各市町が相互に矛盾がなく作成できるように、県は積極的に支援していく必要がある。

また、小規模市町など自ら地域計画を作成することが困難な場合においても、県が積極的に関与し、計画を作成できるよう支援していく必要がある。

なお、市町によって地域計画づくりへの取組に差が生じた場合でも、文化財の本来的な価値に影響を与えることがないような支援の在り方も重要である。

□方針

- ・ 県は、地域計画の作成を検討している市町に対し作成の参考となる資料や情報を提供するとともに、作成のための検討会議等に指導機関として参加し助言を行う。
- ・ 複数の市町にまたがる文化財など広域的な検討の必要が生じる場合には、市町間で齟齬が生じないように調整を図る。

3 市町における文化財保護条例等の改正等に対する助言

法第 182 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができるとされている。

県内の全ての市町は、この規定に基づき、文化財保護条例を制定し、文化財の保存・活用を図っているところであるが、関係法令の改正や、社会情勢の変化等により新たな取組が必要となった場合等に対応するため、それぞれの市町において条例の見直しや改正を行う必要が生じる。

□方針

- ・ 市町が条例や規則等の改正や見直し等を行う場合は、県は必要に応じて関係法令についての国の解釈等の確認や市町が行おうとする改正等について助言を行う。

4 建築基準法の適用除外を検討する市町に対する助言

歴史的建造物の活用に当たって増改築や用途変更等を行う場合、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定が適用されるが、国指定の重要文化財はその適用が除外される。しかし、地方指定等文化財や国登録文化財は、同法第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、地方公共団体が定める条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられ、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建築物でなければ、同法の適用を除外することができない。

なお、同法が適用除外となった建造物であっても、防火・耐震対策等の建造物の安全性について十分な対策を講じる必要がある。

□方針

- ・ 歴史的建造物を活用する上で、同法の適用を除外することを検討する市町に対しては、現状変更の規制及び保存のための措置として必要な事項について、県及び市町の関係部局と連携を図り、情報共有しながら必要な助言・指導を行う。

第5章 防災・災害発生時の対応

1 文化財防災計画の整備

近年、全国各地で大規模自然災害が多発しており、県内の歴史的建造物や古文書等の歴史資料をはじめ、様々な文化財が被害を受けている。本県では、県土、県民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とし、災害対策の基本的事項を記した「栃木県地域防災計画」を策定している。その中において、文化財の災害予防対策、災害発生時の措置及び復旧対策、安全対策の促進等についても定めている。

今後は、文化財の防災対策に万全を期すため、文化財所有者等の関係者・関係機関がとるべき具体的な備えや対応等を示した文化財防災マニュアルの作成について、検討を進めていく。

また、県内の文化財の位置を示した文化財防災マップの作成により、個々の文化財が所在する場所を的確に把握するほか、それぞれの地域においてハザードマップが作成されている場合は、文化財の所在地における洪水・土砂災害等を事前に想定することにより、文化財への被害軽減や災害発生時の迅速な対応につなげることを目指していく。

2 文化財の防災対策への支援・助言等

文化財を後世に守り伝えていくためには、過去の災害の経験を踏まえながら、平時からの防災の取組が必要である。

文化庁は、東日本大震災や国内外の文化財建造物等の火災などを受け、地震対策や防火対策を進めている。防火対策については、国宝・重要文化財の建造物・美術工芸品を対象とした必要な点検事項や防火設備等の対応策等をまとめた防火対策ガイドラインを作成し、地震対策については、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」や耐震診断の実施要領等を作成しており、これに沿って防火設備の整備や、建造物の耐震診断、耐震補強等を進めている。

県指定等文化財においても、このガイドライン等を参考にしながら文化財の現状を整理した上で対策を検討していく。特に、現行の耐震基準が適用されておらず、木造のものが多文化財建造物は、火災や地震の被害を受けるおそれがあることから、防火・耐震の観点から所有者等が行う建築物の安全対策に対して支援・助言等に努める。

3 市町との連携

災害発生時には、市町は管内の指定等文化財の被害状況の情報を収集し、県は市町と連携し、情報を集約して、共有を図る。

未指定の文化財についても、災害時の迅速な保護につなげるため、所在の把握方法や連絡体制について調査研究を進める。

また、被災した市町に必要な支援内容を確認し、職員の派遣や、関係団体からの人材派遣に関する調整を行い、迅速な対応に努める。

4 関係機関との連携

災害発生時の緊急的な文化財レスキュー活動等について、県立博物館、県立美術館、県立図書館、県立文書館、埋蔵文化財センター、地域の博物館・資料館等関係機関との連携や市町との調整を図るとともに、ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）、県建築士会及び文化財レスキューを担う有志・ボランティア等との連携を強化する。

また、現在、本県も国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進事業」に参加し、各都道府県の文化財担当者や関係者等と文化財防災について情報交換を行っているところであり、今後も引き続き連携を図り、災害時の協力体制を構築していく。

被災文化財については、文化庁や専門家等の指導を受けつつ対応する。また、被災規模が大きく県内の体制だけで対応が困難な場合は、文化庁や県外の関係機関、近隣都県等に支援要請を行う。

5 文化財所有者への周知

上記の文化財防災マニュアルや文化財防災マップ等を活用し、災害時の連絡体制と対処方法について、県と市町が連携し説明会や研修等を実施していく。

当県では、文化財所有者のための手引きを作成し、美術品・工芸品の指定文化財の所有者に配布している。今後も、手引きに記載された災害時の対応や連絡先、日常管理の方法等についての周知を継続し、所有者の理解を深めていく。

また、文化庁が作成した文化財建造物の防火等に関するガイドラインや指針について、説明会等において周知し、防災対策の実施を働きかけていく。県指定文化財についても、ガイドラインに準じた対策等を推奨していく。



日光二社一寺文化財防火演習（平成30年度）

1 文化財を支える人材の育成

(1) 文化財に関わる後継者の確保

文化財の保護は所有者の義務であるが、その維持・管理も含めて周辺で支える人材が必要である。また、所有者も世代交代等に伴い、所有する文化財の保護に対する意識が希薄となる傾向がある。適切な取扱いを行うことで文化財保護を進めていくためにも、市町と緊密に連携し、後継者を確保できるよう関係者に向けた助言・啓発活動を充実させる。

(2) ヘリテージマネージャー育成の支援

ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）とは、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材のことであり、各地の建築士会では、地域文化活性化の一翼を担う人材群として活躍してもらうことを目途として、ヘリテージマネージャーを育成している。

一般社団法人栃木県建築士会においては、平成24(2012)年度から講習を実施しており、この講習を修了した90名程度がヘリテージマネージャーとして登録されている。現在、ヘリテージマネージャー委員会を設置し、講習会の運営・歴史的建造物等の調査業務を行っている。今後も連携体制を充実させヘリテージマネージャー育成の支援を進めていく。

(3) 文化財ボランティアの育成と支援

文化財の保存・活用に当たっては、来訪者へのガイドや日常的な清掃管理など、多岐にわたる活動が重要であるが、文化財の所有者や行政だけで担っていくには限界があることから、地域のボランティアの協力が必要不可欠である。

文化財ガイドや清掃活動等、ボランティア活動の輪が広がるような仕組みづくりを進めるため、既存のボランティアの体制をモデルにするなど、県・市町が連携しながら、ボランティア養成や支援体制の充実を図る。

2 文化財保存を支える人材の確保と育成

(1) 保存技術後継者の確保と育成

文化財を後世へと継承するためには、適切な周期での修理やメンテナンス等が不可欠であり、修復の技能も選定保存技術として保護の対象としているが、文化財の修理に特化した技術であればあるほどその需要は限られ、これだけを生業とすることが困難であることから後継者の確保は難しくなっている。

また、修理に必要な用具そのものも維持することが必要であり、用具の生産者もあわせて確保しておくことが重要である。

市町や関係機関と連携しながら、これらの人材に関して後継者の確保やその育成方法の検討を行い、効果的な人材確保と育成につなげていく。

(2) 後継者育成の支援

保存技術の後継者育成は文化財の保存に直結する課題であることから、市町や関係機関と連携しながら後継者の育成方法について検討し、支援の充実を図っていく。なお、国の選定保存技術である建造物彩色と建造物漆塗については、保存団体である公益財団法人日光社寺

文化財保存会において国の補助事業により伝承者養成研修を実施している。

また、無形民俗文化財においても、近年は少子高齢化が進み、行事の継承が困難になる事例も増加し、後継者育成が喫緊の課題となっている。関係市町と緊密に連携しながら適切な助言や継承方法の模索等による支援の検討を行う。

(3) 保存会・支援団体の整備

文化財を保護する主体はその所有者・管理団体であるが、広大な範囲を対象とする史跡、行事自体に人数が必要な無形民俗文化財など、所有者だけではその維持に限界がある文化財は数多い。このため、地元関係者などを中心に文化財の保存会や愛護会などその保護に協力する団体を整備する必要がある。各市町ではこれら団体の整備を進めているが、県としてもその組織化に関して支援の充実を図る。

3 文化財保存のための資源の確保

(1) 文化財保存のための資源の創出

文化財を修理し、後世に伝えていくためには、木材や漆、檜皮、茅、篠などの資材の確保が必要となることから、国等が行う取組と連携するとともに、資材の供給状況の確認や専門業者等からの情報収集に努める。また、これに関する技能者の育成が必要であることから、国では、文化財建造物の修理に必要な資材のモデル供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」を設定している。本県においても、この制度の活用等により、文化財保存のための資源の創出に努める。

(2) 栃木県特有の資源の把握

栃木県西部では古くから麻の生産が盛んで、大麻の茎皮をひいて残る芯の部分「苧殻」は茅葺屋根の軒に用いられてきた。鹿沼野州麻畑として「ふるさと文化財の森」の設定を受け、文化財修理での資材の安定的な確保に寄与している。

また、那珂川町は、隣接する茨城県大子町とあわせた大子漆の生産地であり、栃木県産は国内生産量の1割を占めるが、生産者の高齢化による後継者の不足が課題となっている。

これら文化財の保存に使用できる資源について、「ふるさと文化財の森」制度を活用し資材の安定的な確保を図るためには、まずは、本県特有の資源としてどのようなものがあるか把握しておく必要があるため、市町や産業系の関係部局・関係機関等とも連携しながら資源の把握に努める。

(3) 地産地消が可能な資源の育成

文化財修理には様々な資源が用いられるが、特に屋根葺材としての茅は、文化財修理でも利用頻度が高い材料で、集落周辺での茅場が共同体により維持される地産地消の代表的な資源であった。しかし高度成長期以後の生活の変化に伴い、茅場自体が消滅するなどして、現在では産地も限られるようになったことから、茅を他県から調達するなどしており、資材の確保が課題のひとつとなっている。

植物性資材の確保には、従事者の育成など課題は多いが、市町や関係機関等と連携しながら、県内の文化財修理に必要な資材の県内での調達を目指し、地産地消が可能な資源の育成に努める。

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

1 県の文化財保護主管課

(1) 職員配置状況

本県では、教育委員会が文化財の保護に関する事務を所管しており、その中で、文化財課が文化財の保護を主管している。同課の体制は附属資料6のとおりであり、専門職員については埋蔵文化財専門員を3名配置している。

(2) 人材育成・配置等

本県では、文化庁が実施する研修等に参加させる等により人材の育成を図っているが、今後は、さらに各種の文化財関連の研修への参加や県が実施する研修を充実するなどにより人材育成に取り組む。

また、文化財保護に必要な専門性を持つ人材の適正な配置を図っていく。

2 関係部局

関係部局では、文化財関係の法令以外の所管課とも連携を図りながら各種の対応等に当たる必要がある。

知事部局では、指定文化財以外の文化芸術の振興に関して県民生活部、観光等について産業労働観光部、自然の保護等について環境森林部、まちづくり等について県土整備部の各部局と関係がある。

なお、本県では、平成10(1998)年度から県立美術館を、平成16(2004)年度から県立博物館を教育委員会と知事部局が共同管理することとした。現在、組織上両館は県民生活部の出先機関となっている。

教育委員会では文書館を設置している。県の公文書の収集をはじめ、県史編纂等で確認した重要な古文書類の寄贈・寄託を受けて保管を行っている。埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の調査研究、これまで県が実施した発掘調査の出土品等の保存と活用、埋蔵文化財の普及啓発を行っている。

関係部局の一覧は、附属資料6のとおりである。

3 栃木県文化財保護審議会

栃木県文化財保護審議会は、法第190条第1項の規定に基づき昭和51(1976)年に設置された県の附属機関であり、その所掌は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議することとしている。

栃木県文化財保護審議会の体制は、附属資料6のとおりである。

なお、文化財を含む文化全般の振興については、栃木県文化振興条例に基づき、知事の諮問に応じて調査審議する附属機関として、栃木県文化振興審議会が設置されている。

4 栃木県文化財保護指導委員

栃木県文化財保護指導委員は、法第191条第1項の規定に基づき昭和51(1976)年に設置された。活動内容は、文化財について随時巡視を行い、所有者その他の関係者に対し、文化財の保

護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うこととしている。

栃木県文化財保護指導委員の体制は、附属資料6のとおりである。

5 関係団体

県内の文化財の保存・活用を推進していくに当たり、以下の団体をはじめとする関係団体と連携・協働を図っていく。なお、主な関係団体は、附属資料6のとおりである。

(1) 関係法人

県民の文化の振興等を目的に設置された公益財団法人とちぎ未来づくり財団や、文化財の保存・活用に係わる一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人日本樹木医会栃木県支部などと連携・協働する。

(2) 関係大学等

文化財の保存と活用に当たり、高度で専門的な研究が進んでいる大学等研究機関と連携・協働を図る。

(3) 関係任意団体

文化財の保存と活用に当たり、各分野の民間団体と連携・協働を図る。

なお、市町では個々の文化財を対象にした愛護会や保存会、市町内の文化財全般を対象とした愛護会や解説ボランティアなどを組織し、連携・協働を行っている事例が多くある。その他、観光協会やガイド協会など観光分野の民間団体と連携・協働している例もある。

6 国・他の都道府県との連携

国には国指定等文化財に係る助言や許認可等のほか、文化財全般について助言や協力を受けながら保存・活用を推進していく。

また、広域にわたる文化財については、関係する都道府県と相互協力しながら保存・活用を図るとともに、参考となる事例等の情報を共有しながら連携・協力していく。



文化財の調査（栃木県文化財保護審議会部会調査）

附属資料 1 国・県指定等文化財件数

令和3(2021)年1月31日現在

種類	区分 指定別	国					県			合計
		指定 うち 国宝	選定	選択	登録	認定 重要 美術品	指定	選定	選択	
有形文化財 (美術工芸品)	絵画	9				3	210			222
	彫刻	14 (1)					142			156 (1)
	工芸品	57 [4]				9	186			252
	書跡	33 [5]				6	32			71
	典籍									
	古文書	3 [1]								3
	考古・歴史資料	9				4	41			54
	小計	125 (1) [10]				0	22	611		
有形文化財 (建造物)	建造物	41 [7]			247	1	65			354
	小計	41 [7]			247	1	65			354
有形文化財	計	166 (1) [17]			247	23	676			1,112 (1)
無形文化財		1		1			2			4
民俗文化財	有形	1					9			10
	無形	5		8			20		2	35
	小計	6		8			29		2	45
記念物		うち 特別								
	史跡	37 (2) [2 (2)]					49			86 (2)
	名勝	3			4		1			8
	天然記念物	9 (1) [3 (1)]					68			77 (1)
	小計	49 (3) [5 (3)]			4		118			171 (3)
文化的景観										
重要伝統的建造物群保存地区			1							1
合計		222 (4)	1	9	251	23	825		2	1,333 (4)
			506(4)				827			
埋蔵文化財包蔵地										8,367
選定保存技術		2				0			2	

※ ()内の数字は二重指定されている件数(内数)
 ・大谷磨崖仏(特別史跡・彫刻)
 ・日光杉並木街道(特別史跡・特別天然記念物)

年 月	できごと
昭和 23(1948)年 11 月	栃木県教育委員会が発足 社会教育課が文化財を担当 (従前は教育部社会教育課が文化財を担当)
昭和 25(1950)年 8 月	文化財保護法施行
昭和 27(1952)年 4 月	栃木県文化財保護条例 (旧条例) 施行 栃木県文化財調査委員会 (栃木県文化財保護審議会の前身) 設置
昭和 38(1963)年 4 月	文化財保護課(庶務管理係、文化財係) 設置 文化財保護課設置は京都府・奈良 県について全国 3 番目
昭和 38(1963)年 7 月	栃木県文化財保護条例施行
昭和 45(1970)年 4 月	係の名称変更し、文化財保護係及び埋蔵文化財係を新設
昭和 46(1971)年 4 月	社会教育課から芸術文化部門を移管。文化課に名称変更し 3 係設置(文化係、文 化財保護係、文化財調査係)
昭和 50(1975)年 4 月	日光杉並木街道公有地化開始
昭和 51(1976)年 3 月	栃木県文化財保護審議会条例制定、栃木県文化財保護審議会設置
昭和 52(1977)年 3 月	日光杉並木街道保存管理計画策定(第 1 次)
昭和 53(1978)年 4 月	博物館建設準備班設置
昭和 56(1981)年 4 月	博物館建設準備班が室となり文化課から独立
昭和 57(1982)年 10 月	栃木県立博物館開館
昭和 61(1986)年 4 月	県立しもつけ風土記の丘資料館開館
平成 3(1991)年 4 月	栃木県埋蔵文化財センター開所
平成 4(1992)年 3 月	日光杉並木街道保存管理計画策定(第 2 次)
平成 4(1992)年 4 月	県立なす風土記の丘資料館 (小川館、湯津上館) 開館
平成 6(1994)年 10 月	日光杉並木街道保護基金設置
平成 8(1996)年 10 月	(財) 日光杉並木保護財団設立、並木杉オーナー制度創設
平成 9(1997)年 4 月	文化財保護係内に杉並木保護担当を設置
平成 10(1998)年 4 月	芸術文化部門を知事部局に移管 文化課から文化財課に名称変更し、2 係体制となる (文化財保護係、文化財調査係)
平成 11(1999)年 12 月	「日光の社寺」が世界遺産登録となる
平成 13(2001)年 4 月	県の組織が係制から担当制への改編に合わせて 3 担当体制となる (保護担当、調査担当、杉並木保護担当)
平成 21(2009)年 4 月	文化財課内に世界遺産登録推進室設置 (兼務)
平成 24(2012)年 4 月	県立なす風土記の丘資料館湯津上館を大田原市へ移管
平成 27(2015)年 4 月	県立しもつけ風土記の丘資料館を下野市へ、県立なす風土記の丘資料館小川館 を那珂川町へ移管
令和元(2019)年 8 月	日光杉並木街道保存活用計画策定

1 世界遺産

名称	所在地	記載年月	構成資産	概要
日光の社寺	日光市	平成11年 (1999) 12月	二荒山神社 東照宮 輪王寺 日光山内	日光は、徳川初代将軍家康の霊廟である東照宮が1616年に造営されて以来、徳川幕府の聖地となった。東照宮は、1636年に大規模に造り替えられ、現在の規模・構造になった。1653年には3代将軍家光の霊廟 大猷院が造営された。 8世紀以来、日光は、男体山を中心とする山岳信仰の聖地であり、山麓や中禅寺湖畔にははやくから社寺が営まれていた。東照宮が造営された男体山の東麓には、さきに輪王寺と二荒山神社があり、それらをあわせて大規模に造営された。幕府が総力をあげて造営した建物は、彫刻や漆塗や彩色、飾り金具などで華やかに飾られている。

2 無形文化遺産

名称	所在地	記載年月	構成資産	概要
結城紬	茨城県 結城市、 栃木県 小山市 ほか	平成22年 (2010) 11月	結城紬(重要 無形文化財)	結城紬は、中世に常陸紬とも称されて古来よりの特産品として知られている。茨城県結城市や栃木県小山市を中心として紬製作の本来の手法が守られており、伝統的な手工芸の良い特質のものを今なお生産しているまれな例である。ただし、染のみは近代の趣味をとり入れている。紬は、繭をとる地方ではどこでも自家用の着物として織られていたが、そのなかで結城紬は特産品として発展したもので、わが国の紬の代表的存在である。
山・鉾・屋台行事	那須烏山 市、鹿沼 市ほか (栃木県 ほか17 府県)	平成28年 (2016) 11月	烏山の山あげ行事、鹿沼今宮神社祭の屋台行事ほか31件 (国指定重要 無形民俗文化財33件)	地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。 烏山の山あげ行事 永禄3年に流行した疫病を避けるため牛頭天王を祀ったことに始まるとされる行事で、後に山あげを行うようになり、今日に伝承されている。7月の第4土曜日を含む金曜日、土曜日、日曜日の間に、山あげ、屋台曳行などの各種の行事が行われる。 鹿沼今宮神社祭の屋台行事 今宮神社の10月の例祭に合わせ、氏子各町から豪華な彫刻を施した囃子屋台が曳き出される行事である。屋台をもつ27か町から、毎年20基ほどが奉納される。例祭初日には、神社に入る繰り込みがあり、境内で囃子を奉納した後、屋台の提灯が灯され神社から各町内に戻る繰り出しが行われる。
伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術	—	令和2年 (2020) 12月	建造物彩色、建造物漆塗ほか15件 (国選定保存技術17件)	建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術である。 そのうち、建造物彩色、建造物漆塗は、(公財)日光社寺文化財保存会が保存団体に認定されている。 建造物彩色は、岩絵具や染料、膠などを用いた置上彩色、極彩色、生彩色など、多様な彩色技法がある。建造物漆塗は、木地を固め、下地材を塗っては研ぎ出して平滑にした後、精製した中漆塗、上漆塗で仕上げる技術である。(公財)日光社寺文化財保存会は、日光二社一寺の保存修理および調査研究を続けており、その技術や知見は研修などを通じて全国に伝承されている。

3 日本遺産

名称	所在地	認定年月日	ストーリーの概要	主な構成文化財
近世日本の教育遺産群 ～学ぶ心・礼節の本源～	足利市 水戸市(茨城県) 備前市(岡山県) 日田市(大分県)	平成27年 (2015) 4月24日	我が国では、近代教育制度の導入前から、支配者層である武士のみならず、多くの庶民も読み書き・算術ができ、礼儀正しさを身に付けるなど、高い教育水準を示した。これは、藩校や郷学、私塾など、様々な階層を対象とした学校の普及による影響が大きく、我が国が非西欧社会の中でいち早く近代化を達成した大きな原動力となり、現代においても勤勉で礼節を重んじる日本人の国民性として受け継がれている。	足利学校跡(聖廟および附属建物を含む)、漢籍「礼記正義」「尚書正義」「文選」「周易注疏」、釋奠など
地下迷宮の秘密を探る旅 ～大谷石文化が息づくまち宇都宮～	宇都宮市	平成30年 (2018) 5月24日	冷気が張りつめるこの空間は一体、どこまで続き、降りていくのだろうか。壁がせり立つ巨大な空間には、柱が整然と並び、灯された明かりと柱の影が幾重にも続く。柱と柱の間を曲がると、同じ光景がまた目前に広がり、しだいに方向感覚が失われていく。江戸時代に始まった大谷石採掘は、最盛期に年間89万トンを出荷する日本屈指の採石産業として発展し、地下に巨大な迷宮を産み出していった。大谷石の産地・宇都宮では、石を「ほる」文化、掘り出された石を变幻自在に使いこなす文化が連綿と受け継がれ、この地を訪れる人々を魅了する。	大谷の奇岩群、大谷磨崖仏、カネイリヤマ採石場跡地(大谷資料館)、ホテル山(トウヤ採石場)、屏風岩石材、旧大谷公会堂、カトリック松が峰教会、旧篠原家住宅、小野口家住宅、芦沼集落など
明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～	那須塩原市 矢板市 大田原市 那須町	平成30年 (2018) 5月24日	わずか140年前まで人の住めない荒野が広がっていた日本最大の扇状地「那須野が原」。明治政府の中核にあった貴族階級は、この地に私財を投じ大規模農場の経営に乗り出す。近代国家建設の情熱と西欧貴族への憧れを胸に荒野の開拓に挑んだ貴族たち。その遺志は長い闘いを経て、那須連山を背景に広がる豊饒の大地に結実した。ここは、知られざる近代化遺産の宝庫。那須野が原に今も残る華族農場の別荘を訪ねると、近代日本黎明期の熱気と、それを牽引した明治貴族たちの足跡を垣間見ることができる。	旧青木家那須別邸、大山別邸、松方別邸、山縣有朋記念館、旧塩原御用邸新御座所、乃木希典那須野旧宅、矢板武旧宅、山田農場事務所跡、三島農場事務所跡、那須疏水旧取水施設、千本松牧場など
かさましこ ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～	益子町 笠間市(茨城県)	令和2年 (2020) 6月19日	東日本屈指の窯業地「かさましこ」(茨城県笠間市と栃木県益子町)は、窯業や統治者によって古代から同じ文化圏でした。江戸時代に入り別々の道を歩むが、18世紀後半から再び、製陶を通じてつながり合った地域である。使い勝手のいい日用品を作り続けていたこの地は、存続の危機に陥ると時代に合わせた革新に挑み、多様な作風を許容する産地へと変化した。自由でおおらかな環境が創造する者を惹きつけ、今では600名を超える陶芸家が活躍している。美意識を追求し美しい生活造形を生み出す「かさましこ」は、訪れる人の五感をも刺激し、暮らしに寄り添う独自の陶文化を醸成している。	益子古窯跡群、地藏院本堂、宇都宮家の墓所、綱神社、西明寺、円通寺表門、根古屋窯、陶祖顕彰碑、岩下製陶(太平窯)登窯、山水土瓶、汽車土瓶など

附属資料 4

本県所在の国宝・特別史跡・特別天然記念物

文化財保護法では、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝、特別天然記念物にそれぞれ指定することができる。

本県に所在する国宝、特別史跡・特別天然記念物は、以下のとおりである。

1 国宝（重要文化財のうち特に価値が高いもの）

No	名称	種別	員数	指定等年月日	所在地	所有者
1	太刀 銘 助真 附 打刀拵	工芸品	1口	昭和26年6月9日	日光市山内	東照宮
2	太刀 銘 国宗 附 絲卷太刀拵	工芸品	1口	昭和27年3月29日	日光市山内	東照宮
3	大太刀 銘 備州長船倫光貞治五年二月日 附 野太刀拵	工芸品	1口	昭和28年3月31日	日光市山内	二荒山神社
4	小太刀 銘 来国俊 黒漆蛭巻太刀拵	工芸品	1口	昭和32年2月19日	日光市山内	二荒山神社
5	宋刊本文選（金沢文庫本）	書跡・典籍	21冊	昭和27年3月29日	足利市昌平町	足利市
6	宋版禮記正義	書跡・典籍	35冊	昭和30年2月2日	足利市昌平町	足利市
7	宋版尚書正義	書跡・典籍	8冊	昭和30年6月22日	足利市昌平町	足利市
8	宋版周易註疏	書跡・典籍	13冊	昭和30年6月22日	足利市昌平町	足利市
9	大般涅槃經集解	書跡・典籍	59巻	昭和31年6月28日	日光市山内	輪王寺
10	那須国造碑	古文書	1基	昭和27年11月22日	大田原市湯津上	笠石神社
11	東照宮本殿、石の間及び拝殿	建造物	1棟	昭和26年6月9日	日光市山内	東照宮
12	東照宮正面及び背面唐門	建造物	2棟	昭和26年6月9日	日光市山内	東照宮
13	東照宮東西透塀	建造物	2棟	昭和26年6月9日	日光市山内	東照宮
14	東照宮陽明門 附 旧天井板二枚	建造物	1棟	昭和26年6月9日	日光市山内	東照宮
15	東照宮東西廻廊	建造物	2棟	昭和26年6月9日	日光市山内	東照宮
16	輪王寺大猷院靈廟（本殿、石の間、拝殿）	建造物	3棟	昭和27年11月22日	日光市山内	輪王寺
17	鏝阿寺本堂	建造物	1棟	平成25年8月7日	足利市家富町	鏝阿寺

2 特別史跡（史跡のうち特に重要なもの）

No	名称	員数	指定等年月日	所在地	所有者	備考
1	日光杉並木街道 附 並木寄進碑		昭和27年3月29日	日光市	東照宮、栃木県ほか	特別天然記念物と二重指定
2	大谷磨崖仏 石造千手観音立像・石造伝釈迦如来及両脇侍像・石造伝薬師如来及両脇侍像・石造伝阿彌陀如来及両脇侍像	10軀	昭和29年3月20日	宇都宮市大谷町	大谷寺	重要文化財（彫刻）と二重指定

3 特別天然記念物（天然記念物のうち特に重要なもの）

No	名称	指定等年月日	所在地	所有者	備考
1	日光杉並木街道 附 並木寄進碑	昭和31年10月31日	日光市	東照宮、栃木県ほか	特別史跡と二重指定
2	コウシンソウ自生地	昭和27年3月29日	日光市足尾町庚申山		
3	カモシカ	昭和30年2月15日	県内一円		

附属資料 5

本県が実施した主な文化財調査

調査期間	調査名	目的	成果
昭和52年度	近世社寺建築緊急調査	近世社寺建築の保存対策を講ずるための基礎資料を得る。	栃木県近世社寺緊急調査報告書(昭和53年3月刊行)
昭和54～56年度	栃木県重要遺跡基本調査(第一期)	国・県・市町村指定史跡以外の遺跡のうち、歴史上・学術上価値が高い重要遺跡100か所を選定し、実態調査を行い基本資料を収集整備する。	栃木県重要遺跡基本資料整備事業調査報告書(昭和57年3月刊行)
昭和55～56年度	栃木県民家緊急調査	生活の変化や地域開発等により失われつつある民家について保存記録の措置を講じ、民家保存施策資料を収集する。	栃木県の民家—民家緊急調査報告書—(昭和57年3月刊行)
昭和54～56年度	栃木県中世城館跡分布調査	中世の城館跡の実態と今後の遺跡保存のための基礎資料の収集	栃木県の中世城館跡(昭和57年3月刊行)
昭和56～57年度	栃木県民謡緊急調査	近年の産業や生活の変貌により衰微や変容を余儀なくされている民謡の実態を調査し記録に留め、地域の文化活動等に生かし保存伝承に資する。	栃木県の民謡—民謡緊急調査報告書(昭和58年3月刊行)
昭和57～60年度	栃木県重要遺跡基本調査(第二期)	国・県・市町村指定史跡以外の遺跡のうち、歴史上・学術上価値が高い重要遺跡100か所を選定し、実態調査を行い基本資料を収集整備する。	栃木県重要遺跡基本資料整備事業調査報告書(昭和61年3月刊行)
昭和62～63年度	栃木県諸職関係民俗文化財調査	生活の変化に伴い姿を消しつつある県内の諸職の実態を把握し、記録する。	栃木県の職人—栃木県諸職関係民俗文化財調査報告書—(平成元年3月刊行)
平成4年度	下野の水車習俗調査	水車習俗を調査し記録にとどめ今後の保存・伝承に資する。	無形の民俗資料記録「下野の水車習俗」(平成5年9月刊行)
平成8～9年度	栃木県民俗芸能緊急調査	民俗芸能を悉皆調査・記録し、民俗芸能の保護・伝承に資する基礎資料を得る。	栃木県の民俗芸能—栃木県民俗芸能緊急調査報告書—(平成10年3月刊行)
平成10～12年度	栃木県祭り・行事調査	祭り・行事の主要なものを現況調査し、保護施策立案の基礎資料とし、地域文化の効用に資する。	栃木県の祭り・行事—栃木県祭り・行事調査報告書—(平成13年3月刊行)
平成13～14年度	近代化遺産(建造物等)総合調査	近代化文化遺産の状況を把握し、これらの保護・保全を図る。	栃木県の近代化遺産—栃木県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書—(平成15年3月刊行)
平成17～19年度	歴史の道調査(第一期)	古道・運河等とそれに伴う歴史的遺産を統一的・総合的かつ体系的調査し、それらの保存・活用の計画を策定するための基礎資料を得る。	栃木県の歴史の道調査報告書第一集 日光道中 日光道中壬生通り 関宿通り多功道(平成20年3月刊行)
平成20～22年度	歴史の道調査(第二期)	古道・運河等とそれに伴う歴史的遺産を統一的・総合的かつ体系的調査し、それらの保存・活用の計画を策定するための基礎資料を得る。	栃木県の歴史の道調査報告書第二集 日光例幣使道 奥州道中(平成23年3月刊行)
平成23～25年度	栃木県重要遺跡現況確認調査	重要遺跡200か所について現地踏査により現況を確認し、遺跡保護のための基礎資料を得る。	栃木県重要遺跡現況確認調査報告書(平成27年3月刊行)
平成23～26年度	歴史の道調査(第三期)	古道・運河等とそれに伴う歴史的遺産を統一的・総合的かつ体系的調査し、それらの保存・活用の計画を策定するための基礎資料を得る。	栃木県の歴史の道調査報告書第三集 会津西街道 会津中街道 大田原通会津道 原街道(原方道) 足尾道(平成27年3月刊行)
平成27～29年度	栃木県近代和風建築総合調査	近代和風建築について、総合的かつ体系的に調査し、それらの保存・活用の計画を策定するための基礎資料を得る。	栃木県の近代和風建築—栃木県近代和風建築総合調査報告書—(平成30年3月刊行)

1 文化財保護主管課

栃木県教育委員会事務局文化財課 職員 14 名（うち埋蔵文化財専門員 3 名）

担当名	業務内容
保護担当	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護審議会の運営 国・県指定等文化財に関する事務 文化財の普及啓発に関する事務 銃砲刀剣登録関係事務 文化財保護指導委員事務 文化財保存修理等の補助事業 世界遺産、日本遺産関係事務
調査担当	<ul style="list-style-type: none"> 重要遺跡の調査等 埋蔵文化財に係る市町への指導助言 埋蔵文化財に係る届出、申請等に関する事務 栃木県埋蔵文化財センターの管理・運営 開発事業の調整・発掘調査等の実施 埋蔵文化財の普及啓発
杉並木保護担当	<ul style="list-style-type: none"> 日光杉並木保護用地の公有化事業 日光杉並木オーナー制度の推進 “杉の並木守”事業 並木杉のモニタリング調査 日光杉並木樹勢回復事業 保護対策連絡協議会等の運営 日光杉並木街道倒木等処理支援事業
世界遺産登録推進室	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産登録推進に関する事務

2 関係部局

部局名	課所館名	関連業務の内容
県民生活部	県民文化課	<ul style="list-style-type: none"> 文化行政の総合企画及び総合調整に関すること。 栃木県文化振興基本計画に関すること。 栃木県文化振興条例の施行及び文化振興施策に関すること。
	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 防災及び災害対応に関すること。 危機・災害情報の収集・伝達体制に関すること。 栃木県地域防災計画に関すること。
	県立美術館	<ul style="list-style-type: none"> 美術資料の収集、保管及び展示に関すること。 美術に関する調査研究及び普及教育に関すること。
	県立博物館	<ul style="list-style-type: none"> 自然（地学、植物、動物等）及び人文（考古、歴史、民俗、美術工芸等）に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。 博物館資料に関する調査研究及び普及教育に関すること。
環境森林部	自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> イタリア大使館の修理・整備等の計画に関すること。 絶滅のおそれのある野生動植物種（天然記念物ミヤコタナゴを含む）及び鳥獣（天然記念物カモシカを含む）の保護並びに管理に関すること。
産業労働観光部	工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 伝統工芸品産業の振興に関すること。
	観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> 観光誘客の推進における文化財担当部署との連携に関すること。 観光資源としての文化財の活用に関すること。
県土整備部	道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> 日光杉並木街道のバイパス整備事業に関すること。
	道路保全課	<ul style="list-style-type: none"> 旧青木家那須別邸の修理・整備等の計画に関すること。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）の施行に関すること。 歴史的風致維持向上計画に関すること。 景観法及び景観条例の施行に関すること。
	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 旧日光田母澤御用邸の修理・整備等の計画に関すること。
	建築課	<ul style="list-style-type: none"> 市町が建築基準法の適用除外を検討する場合の助言・指導に関すること。 県所有の文化財建築物の工事施行に関すること。
教育委員会事務局	施設課	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校の施設及び設備の整備及び管理に関すること。
	県立文書館	<ul style="list-style-type: none"> 古文書・公文書の収集、整理、保存及び利用に関すること。
	県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> 各種資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
	栃木県埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財を中心とした文化財の普及啓発活動に関すること。 発掘調査の出土品の保管、出土品等の文化財の公開・活用に関する様々な事業に関すること。

3 栃木県文化財保護審議会

設置根拠	法第 190 条の規定に基づき栃木県文化財保護審議会条例を制定し、栃木県教育委員会に設置
組織	審議会は委員 20 人以内で組織する。 委員は学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。 任期は 3 年
所掌	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。
部会	専門の事項を調査するため、審議会に次の 5 つの部会を置く。 部会は審議会の指示を受けて調査を行い、その結果を審議会に報告する。 ・第 1 部会 絵画、彫刻、工芸品及び書跡に関する事項 ・第 2 部会 建造物及び伝統的建造物群保存地区に関する事項 ・第 3 部会 考古資料、歴史資料及び史跡に関する事項 ・第 4 部会 無形文化財、民俗文化財及び文化財保存技術に関する事項 ・第 5 部会 名勝及び天然記念物に関する事項

4 栃木県文化財保護指導委員

設置根拠	法第 191 条の規定に基づき、栃木県文化財保護指導委員設置要綱を制定し設置
組織	委員の定数は 31 人以内 任期は毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間
取組内容	指定された区域内にある国・県指定文化財等の現況を月に 1 日以上巡視し、その結果を市町を通じて県教育委員会に提出する。

5 関係団体

種別	主な団体名	
法人	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 一般社団法人栃木県建築士会 一般社団法人日本樹木医会栃木県支部	
大学等	宇都宮大学 足利大学 宇都宮共和大学 国際医療福祉大学 作新学院大学 自治医科大学 帝京大学 獨協医科大学 白鷗大学	文星芸術大学 足利短期大学 宇都宮短期大学 宇都宮文星短期大学 國學院大學栃木短期大学 作新学院大学女子短期大学部 佐野日本大学短期大学 小山工業高等専門学校
任意団体	栃木県歴史文化研究会 栃木県考古学会 下野民俗研究会 とちぎ歴史資料ネットワーク（とちぎ史料ネット） 那須資料ネット 栃木県博物館協会 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）関東部会	



栃木県文化財保存活用大綱

令和3(2021)年2月

編集発行 栃木県教育委員会

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県教育委員会事務局文化財課

TEL 028-623-3421 FAX 028-623-3426

E-mail bunkazai@pref.tochigi.lg.jp